# 気候変動適応法 (平成 30 年法律第 50 号)

逐条解説

平成 30 年 11 月

環境省 地球環境局

# 目 次

1. 総論3-
(1)背景3-
(2)適応を巡る国際情勢3 -
(3)経緯(「気候変動の影響への適応計画」以降)
(4) 新法とした理由6-
(5)「適応」と環境省の関係について
(6)本法律全般を通じた用語の整理11 -
(7)新法の内容 14‐
≪法律名・目次等≫ · 15 ·
第1章 総則17-
≪第1条(目的) ≫17-
≪第2条(定義)≫ 20 -
≪第3条(国の責務)≫24 -
≪第4条(地方公共団体の責務)≫27 -
≪第5条(事業者の努力) ≫29 -
≪第6条(国民の努力) ≫
第2章 気候変動適応計画 32 -
≪第7条(気候変動適応計画の策定)≫32‐
≪第8条(気候変動適応計画の変更)≫35-
≪第9条(評価手法等の開発)≫
≪第 10 条(気候変動影響の評価)≫38 -
第三章 気候変動適応の推進40 -
≪第11条(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)≫
40 -
<b>≪第12条(地域気候変動適応計画)≫</b> 45 -
≪第13条(地域気候変動適応センター)≫48-
<b>≪第14条</b> (気候変動適応広域協議会)≫50 -
≪第 15 条(関連する施策との連携)≫ 53 -
第4章 補則54-
≪第16条(観測等の推進)≫54-
≪第17条(事業者及び国民の理解の増進)≫
≪第 18 条(国際協力の推進)≫57 -
≪第19条(国の援助)≫58 -
≪第 20 条(関係行政機関等の協力)≫ 59 -

附則 60 -	-
≪附則第1条(施行期日)≫60	-
≪附則第2条(施行前の準備)≫61 ·	-
≪附則第3条(環境基本法の一部改正)≫ 63 ·	-
≪附則第4条(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)	<b>&gt;&gt;</b>
- 64 ·	-
≪附則第5条(検討)≫ 66 ·	-

## 1. 総論

# (1)背景

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加や、農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加など、気候変動の影響が全国各地で起きており、さらに今後、長期にわたり拡大するおそれがある。

これまで我が国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)の下で、温室効果ガスの排出削減対策(緩和策)を進めてきたが、気候変動の影響による被害を防止・軽減する適応策は法的に位置付けられていなかった。

気候変動に対処し、国民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの長期大幅削減に全力で取り組むことはもちろん、現在生じており、また将来予測される被害の防止・軽減等を図る気候変動への適応に、多様な関係者の連携・協働の下、一丸となって取り組むことが一層重要となっている。

本法律は、こうした状況を踏まえ、気候変動への適応を初めて法的に位置付け、これを推進するための措置を講じようとするものである。

## (2) 適応を巡る国際情勢

#### ①パリ協定採択以前

2010年12月の第16回気候変動枠組条約締約国会議(COP16)で採択されたカンクン合意において、すべての締約国が適応策を強化するため、後発開発途上国(LDC)向けの中長期の適応計画プロセスの開始、適応委員会の設立等を含む「カンクン適応枠組み」が合意された。また、2014年12月のCOP20で採択されたリマ声明においては、翌年のCOP21での採択を目指す合意(パリ協定)により、適応行動を強化していく、との認識が示された。

#### ②パリ協定

2015 年 12 月、COP21 において条約の下ですべての国に適用される新たな法的合意文書として「パリ協定」が採択され、翌 2016 年 11 月に発効した。我が国も同月にパリ協定を締結した。パリ協定は、その目的として以下 3 点を規定しており(第 2 条第 1 項)、排出削減に関するいわゆる 2  $^{\circ}$  目標等に加えて、適応能力の拡充及び強靱性の強化といった適応に関する目的も規定されている。

- a. 工業化前からの世界全体の平均気温の上昇を  $2 \, \mathbb{C}$  より十分下回るよう 抑えること。また、1.5 $\, \mathbb{C}$  までに抑える努力を継続すること。
- b. 気候変動の悪影響に適応する能力と気候に対する強靱性を高め、温室 効果ガスの低排出型の発展を促進する能力を向上させること。

c. 資金の流れを低排出及び強靱な開発に向けた経路に適合させること。

それに伴い、本協定の第7条において、以下のとおり適応に関する規定 が盛り込まれた。

#### <パリ協定第7条要約>

- ・締約国は、気候変動に対し、適応能力を拡充し、強靱性を強化し、脆弱性 を減少させる世界全体の目標を設定する。
- ・締約国は、より高い水準の緩和が追加的な適応努力の必要性を減少し得る こと、及び追加的な適応の必要性は追加的な適応費用を伴い得ることを 認識する。
- ・締約国は、適応努力に関する支援及び国際協力の重要性並びに開発途上国 (特に気候変動の悪影響を著しく受けやすい開発途上国)の必要性を考 慮する重要性を認識する。
- ・締約国は、<u>情報共有、制度的な措置の強化、科学上の知識の強化を含む、</u> 適応に関する行動を推進する協力を強化すべき。
- ・各締約国は、<u>適当な場合には、適応計画立案過程及び行動の実施(関連計</u> 画、政策又は貢献の立案若しくは強化を含む。)に取り組む。
- ・各締約国は、開発締約国に追加的な負担を生じさせることなく、適当な場合には、優先事項、実施及び支援の必要性、計画及び行動を含み得る適応報告書を提出し、定期的に更新する。
- ・本条の実施のための継続的で強化された支援が開発途上締約国に提供される。
- ・世界全体の実施状況の確認 (グローバルストックテイク) においては、特に、開発途上締約国の適応努力の認識、適応報告書を考慮した適応行動の 実施の強化、適応と適応のための支援の妥当性と効果の検討、適応の世界 全体の目標の達成にあたっての全体的な進捗の検討を行う。

以上のように、パリ協定においても適応は主要な項目の1つとして明確に位置付けられている。特に、適応に関する国内の対応として、適応計画の立案及び行動の実施に取り組むことが規定されている。本法律においても、国が気候変動適応計画を定めて取り組むこととされており、本法律はパリ協定の趣旨に沿ったものと言える。ただし、パリ協定においては計画を法制化することまでは求められておらず、その意味で本法律はパリ協定の担保法という位置づけではない。現に我が国は本法律の制定以前の平成28年11月にパリ協定を締結している。

#### ③適応に関する諸外国の法制度

例えばイギリスやフランスは、気候変動対策や環境政策に関する法律の中で適応を位置付けている。一方、ドイツのように法律を制定せずに政府の計画で対応している国も多数存在する。

適応を法制化している国に共通するのは、定期的に気候変動影響の評価を行い、その科学的知見を基に、政府の適応計画を策定して適応を推進することを法的に位置付けていることである。本法律の制定に当たってはこれらの法律も参考としている。

なお、把握している限り、適応を単独で法制化するのは世界で日本が初めてである。適応を単独で法制化することにより、今後更なる適応の充実・強化が必要になった場合、迅速かつ柔軟に法改正等の措置を講じることができる。

#### <諸外国における適応に関する法制度>

イギリス フランス	気候変動法 (2008年) 環境グルネル 法 (2009年)	2050年までの温室効果ガスの削減目標、気候変動委員会の設置、気候変動リスク評価、気候変動適応プログラム、公益の事業者に対する適応報告指令等について定めている。 気候変動対策、生物多様性の保全、廃棄物管理等の環境政策に関する法律であり、この中で政府は国家気候変動適応計画を策定することとしている。
韓国	低炭素グリーン成長基本 法 (2010年)	低炭素社会の実現に向けた取組とともに、気 候変動影響評価、気候変動適応マスタープラ ンの策定、各省庁・地方公共団体による詳細 施行計画の策定等について定めている。
アメリカ	・気候変動の合衆国への影響に対する準備に関する大統領令(2013年)・連邦政府の持続可能性のための今後10年における対策に関する大統領令(2015年)※法律ではなく、大統領令での対応	各政府関係機関は、ホワイトハウス環境諮問委員会が作成する実施指針に基づき、適応計画を策定すること、国家気候評価の公表後1年以内に適応計画を改定することを規定。
ドイツ	※ 法律はなく、連邦政府 決定による適応計画によ る対応。	

#### (3)経緯(「気候変動の影響への適応計画」以降)

平成27年3月に中央環境審議会意見具申として取りまとめられた気候変動影響評価を踏まえ、平成27年11月に策定・閣議決定された「気候変動の影響への適応計画」に基づき、各省庁は、適応策の推進に取り組んできた。しかしながら、適応策について、これまで法的位置付けがなかったため、国、地方公共団体、事業者、国民は何をすべきなのか、適応策の科学的根拠となる将来の気候変動影響の予測情報をどのように集めて使っていくのか、といった基本的な枠組みが整っていなかった。また、地方公共団体における適応の位置付けも不明確であり、適応の法制化に関する要望を受けていた。

また、国会においても適応について議論がなされており、平成28年の地球温暖化対策推進法の改正に際して衆参両議院で議決された附帯決議において、適応計画の法定化が求められた。さらに、平成29年6月には自由民主党政務調査会環境・温暖化対策調査会より「気候変動の影響への適応策の充実・強化に向けた提言」が、同年7月には公明党環境部会より「平成30年度予算概算要求に向けた重点施策要望」が出され、それらの中で、政府は適応の法制化の検討を速やかに行うことが求められた。

このような経緯を踏まえ、環境省において、関係府省庁による連絡会議における検討も行いつつ、適応の法制化が検討され、平成30年2月20日に本法律案が閣議決定され、同日に国会に提出された。

国会においては、衆参両院ともに重要法案として選ばれ、両院において、環境委員会のみならず本会議においても審議された。なお、環境委員会における審議の中では参考人質疑も実施され、衆議院は三村信男国立大学法人茨城大学長、原澤英夫国立研究開発法人国立環境研究所理事、小西雅子 WWF ジャパン自然保護室室次長及び桃井貴子認定特定非営利活動法人気候ネットワーク東京事務所長が、参議院は浅野直人学校法人福岡大学名誉教授、山岸尚之WWF ジャパン自然保護室気候変動・エネルギーグループ長及び早川光俊地球環境市民会議専務理事・弁護士が参考人として招聘された。採決としては、衆議院では環境委員会において立憲民主党が修正案を提出したものの、反対多数により否決され、その後、政府提出の法案が全会一致で可決された。本会議においても全会一致で可決された。参議院においては、環境委員会、本会議ともに全会一致で可決され、この結果、平成30年6月6日に気候変動適応法が成立し、同月13日に公布された。

その後、本法の施行期日を平成 30 年 12 月 1 日と定める政令が平成 30 年 7 月 20 日に公布された。

# <u>(4)新法とした理由</u>

①基本的な考え方

地球温暖化に関する法律としては、地球温暖化対策推進法が制定され、同 法に基づき、地球温暖化 の"防止を図る"ための各種施策(緩和策)が実 施されているところである。 一方で、地球温暖化対策推進法において定められているのは、温室効果ガスの排出の抑制等の地球温暖化の防止を図るための施策(緩和策)のみであり、地球温暖化その他の気候の変動(人為的な要因と自然の要因を含む。)による"影響の防止・軽減を図る"ための施策(適応策)に関する規定はなく、対象範囲としていない。

また、地球温暖化対策推進法は、「地球温暖化」の定義にもあるとおり、あくまで人の活動に伴って発生する温室効果ガスという環境への負荷を抑制することを目的としたものであって、人為的な環境への負荷の結果である地球温暖化と、本来ある自然を要因とする気候の変動が重なった現象である「気候変動」というより広い概念に対応する法律とはなっていなかった。緩和策と適応策は、その主たる目的及び主な施策の内容・対象が異なり、施策体系を別にする。さらに、気候変動の影響は、既に生じているだけでなく、将来、世界の温室効果ガスの排出量がどのようなシナリオをとったとしても、世界の平均気温は上昇し、気候変動の影響は拡大するとされており、緩和策の状況にかかわらず、程度の差はあるにしても適応策を進めることが重要である。以上を踏まえ、適応策を法律上位置付けるに当たっては、温暖化対策推進法の改正とはせずに、新たな法律を制定することとした。

#### ②新法とするに足る法律事項

この法律において、特に法律でないと措置できない事項は、

- ▶ 気候変動適応計画の策定(第7条関係)
- ▶ 国立研究開発法人国立環境研究所の業務の追加(第11条関係) である。

#### (5)「適応」と環境省の関係について

①「適応」と「環境の保全」「地球環境保全」の基本的な考え方

「環境の保全」とは、環境基本法(平成5年法律第91号)においても明示的に定義されているものではないが、包括的な概念として、環境の汚染・改変のみならず、環境の汚染や改変による被害の防止・軽減やそれに対する修復、さらには良好な環境の創出なども含む広い概念として考えられている。

特に、環境の汚染や改変による被害の防止・軽減という点については、これまでの環境行政においても、公害健康被害補償法に基づく公害の健康被害者への補償や福祉に関する措置や、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染による人への健康被害の防止に関する措置、放射性物質汚染対処特措法基づく原発事故由来放射性物質による環境汚染への対処等が行われてきたところである。

「地球環境保全」とは、「人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するも

の」と定義されている。ここでいう「地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全」とは、「環境の保全」の解釈と併せて考えると、地球規模での環境の汚染や改変の防止に限られず、地球規模での環境の汚染や改変により生活、社会、経済及び自然環境に係る被害が発生することを防止することも含まれるものと考えられる。

「気候変動への適応」とは、地球温暖化を主たる要因とした地球規模での気候変動に関して、気候変動から受ける生活、社会、経済及び自然環境に係る被害等の影響を防止又は軽減することであるところ、「環境の保全」であって「地球環境保全」に含まれるものと考えられる。

なお、「気候変動への適応」は、被害の防止・軽減のみならず、ある観点からは、一定の期間の間は好影響となり得る気候変動影響をうまく活用して、その好影響を増進させる概念も含む(例:平均気温の上昇を踏まえてより栽培に適した南国果実の生産等)。これについては、環境の保全のうち、「良好な環境の創出」の概念に含まれる。

#### ②「環境の保全」と環境省設置法について

環境省は、環境省設置法に基づき、環境の保全に関する基本的な政策の企画立案及びその推進、さらに環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関することをつかさどる。①の基本的な考え方のとおり、気候変動への適応も環境の保全に含まれるため、気候変動の適応に関する基本的な政策の企画立案及びその推進、さらにそれに関する関係行政機関の事務の調整に関することは環境省が所掌する。

#### 【参考】環境省設置法(平成十一年法律第百一号)(抄)

(所堂事務)

第四条 環境省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三~二十五 (略)

2 (略)

#### ③適応に関する環境省の事務についての考え方

①・②を踏まえ、適応に関する環境省の事務についての考え方は以下のとおり整理される。

#### 1. 環境省設置法における事務

- 環境省は、環境省設置法に基づき、
  - <u>ア</u> 環境の保全に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する
  - <u>イ</u> 環境の保全に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 の事務をつかさどる。

○ <u>気候変動適応は、</u>地球温暖化を主たる要因とした地球規模での「気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること。」であり、<u>地球環境問題によって引き起こされる被害等の影響への対応という点から、「環境の</u>保全」に含まれるものである。(①・②参照)

# 2. 府省横断的事務の解釈

○ 「所掌事務に関する規定の立案作業の手引書(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部事務局)」によると、気候変動適応に関する上記ア及びイの環境省の事務は、下記のとおり整理される。

#### (上記アの事務について)

○ <u>気候変動適応に関する基本的な政策の内容の具体化(実施)が他の主体によって担われることを前提</u>3(2)として、<u>気候変動適応に関する基本的な政策の企画及び立案3(1)を行い、当該企画及び立案した基本的な政策がこれを実施する主体により行われることを促すために行う事務3(3)。この場合、「推進」事務には、当該主体に対して働きかけ調整する事務及び促すため支援を行う事務の双方が含まれる3(3)が、あくまでも他の主体がその具体化を担うことを前提とし、その事務の範囲はこれを補完する限度に止まるものとする。また、「基本的な政策」は当該政策分野の基本的な部分に関する政策を意味し、具体的な実施に係るものは含まない。</u>

## (上記イの事務について)

○ 立案した<u>気候変動適応に関する基本的な政策の内容を実施するために関係</u> 行政機関に働きかけ調整する事務<sup>3(3)</sup>。

## |3. 気候変動適応に関する環境省の事務と関係行政機関の事務

#### (1) 気候変動適応計画と気候変動影響評価

○ 環境省が行う「気候変動適応に関する基本的な政策の企画及び立案」は、「気 候変動適応計画の案の策定」と、これを行うため必要となる「気候変動影響 評価を行うこと」に整理される。 その事務を遂行するに当たっては、気候変 動適応に関する基本的な政策の内容の実施を担う関係行政機関と協議をし ながら進めることになる。

#### (2) 気候変動適応に関する各分野の施策

○ 気候変動適応計画の内容の具体化(実施)が他の主体(※)によって担われることを前提としているとおり、例えば、自然災害・沿岸域分野の気候変動適応に関する施策は国土交通省が、農林水産業分野の気候変動適応に関する施策は農林水産省が、自然生態系分野の気候変動適応に関する施策は環境省が主として実施することとなる。

- ※ 他の規定により、自らが主体となって担うこともあり得る。例えば、自 然生態系分野の気候変動適応に関する施策がこれに該当する。
- (3) 気候変動適応に関する基盤的・国際的施策
- 環境省が行う「気候変動適応に関する基本的な政策の推進」や、「気候変動 適応に関する関係行政機関の事務の調整」としては、「気候変動適応に関す る基本的な政策の内容を実施するために働きかけ調整する事務及び促すた め支援を行う事務、関係行政機関に働きかけ調整する事務」であり、現行の 「気候変動の影響への適応計画」に基づいて実施している「基盤的・国際的 施策」の環境省担当施策等がこれに該当する。
  - 【参考】「(環境の保全)に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進」についての解説 (所掌事務に関する規定の立案作業の手引き書(平成11年4月27日中央省庁等改革 推進本部事務局)(抄))
    - (2) 府省横断的事務

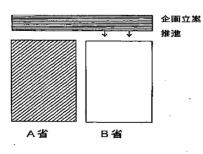
他の府省が所掌する事務に関し、府省横断的に、任務達成のため、基本政策の提示、 調整等を行う事務は、他の所掌事務からは独立した別の事務であり、以下の表現を基本 として規定することとする(※)。

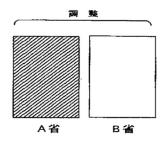
なお、自ら所掌する事務の範囲内において、分野横断的に基本政策の企画及び立案等 を行う事務は、他の所掌事務に含まれるものであり、別に規定しないこととする。

- ① 「○○に関する(総合的かつ)基本的な政策(及び計画)の企画及び立案並 びに推進に関すること。」(図3参照)
- ② 「○○に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。」(図4参照)

(図3)

(図4)





(※) 1 ①の事務は、当該基本的な政策の内容の具体化(実施)が他の主体によって 担われることを前提として、その基本的な政策の企画及び立案を行い、当該企 画及び立案した基本的な政策がこれを実施する主体(国の行政機関、地方公共 団体、一般国民の別を問わない。)により行われることを促すために行う事務 を意味することとする。

この場合、「推進」事務には、当該主体に対して働きかけ調整する事務及び 促すため支援を行う事務の双方が含まれるが、あくまでも他の主体がその具体 化を担うことを前提とし、その事務の範囲はこれを補完する限度に止まるもの とする。

2 「基本的な政策」は当該政策分野の基本的な部分に関する政策を意味し、具体的な実施に係るものは含まない(P4図2参照)。

## (6) 本法律全般を通じた用語の整理

#### ① 「気候変動等」「気候変動影響及び気候変動適応」の整理

本法においては、科学的知見の充実や情報収集等の対象について、a.気候変動、b.気候変動影響、c.気候変動適応の3種類が登場し、a+b+cをまとめた「気候変動等」という用語と、b+cをまとめた「気候変動影響及び気候変動適応」という用語が用いられているところ、それぞれの考え方は以下のとおり。

「気候変動適応」を推進するためには、直接的には「気候変動影響」及び「気候変動適応」の情報が必要不可欠であり、本法に基づき国立環境研究所、地域気候変動適応センター等が収集・提供等を行う情報については、「気候変動影響及び気候変動適応」を主として扱う。

一方、「気候変動影響」を正確に把握するためには、「気候変動」の情報が 欠かせない。ここで、「気候変動」に関する情報は主に気象庁による観測や文 部科学省による研究プロジェクト等により政府として入手・整備しており、政 府として関連する科学的知見を充実するためには、大本の土台となる「気候変 動」に関する知見の充実が不可欠である。

このため、国全体として充実させていく科学的知見については、「気候変動」 に関する情報も含めて、「気候変動影響」「気候変動適応」の3つをまとめて 「気候変動等」と表現している。

#### 【表】「気候変動等」と「気候変動影響及び気候変動適応」の整理

該当条文	規定ぶり (該当部分抜粋)	気候変動影	考え方
		響及び気候	
		変動適応/	
		気候変動等	
第1条(目的)	気候変動影響及び気候変動	気候変動影	本規定は目的達成のための具体的手
	適応に関する情報の提供そ	響及び気候	段を記す箇所である。本法中、情報の収
	の他必要な措置	変動適応	集・提供等に係る具体的な規定は、第 11
			条の研究所業務及び第 13 条のセンタ
			一規定であるが、それらが対象とする
			情報に合わせて、「気候変動影響及び気
			候変動適応」とする。
第3条第1項	気候変動等に関する科学的	気候変動等	我が国全体として充実すべきとする
(国の責務)	知見の充実及びその効率的		科学的知見については、気象庁による
	かつ効果的な活用を図る		観測情報等も含まれることから、「気候
			変動等」とする。
第3条第2項	気候変動等に関する情報の	気候変動等	国立環境研究所を中心とした体制整
(国の責務)	収集、提供等を行う体制の		備に加え、気象庁による観測情報等を
	確保		含め、我が国全体として確保するべき、
			情報収集・提供の体制に関することで
			あるため、「気候変動等」とする。
第7条第0百	気候変動等に関する科学的	気候変動等	気象庁による観測情報等も含めた科
第7条第2項 (適応計画)	知見の充実並びにその活用		学的知見全般に係る事項である。
() 通心計画/	に関する事項		

第7条第2項 (適応計画)	気候変動等に関する情報の 収集及び提供等を行う体制 の確保に関する事項	気候変動等	国立環境研究所による情報提供等の みならず、気象庁による観測情報等の 提供等も含めた体制に関する事項であ る。
第 11 条第 1 項(国環研の 業務)	気候変動影響及び気候変動 適応に関し、情報の収集、整 理、分析及び提供を行うこ と	気候変動影 響及び気候 変動適応	本規定は、情報の提供等について具体的に規定するものであり、提供等を行うべき情報は、気候変動適応を推進する上でより直接的に必要とされる「気候変動影響及び気候変動適応」としている。
第 11 条第 2 項(国環研の 業務)	気候変動等に関連する調査 研究等を行う国の機関又は 独立行政法人(略)との連携 に努める	気候変動等	国立環境研究所は、観測情報等の「気候変動」に係る情報の入手を欠くことができないことから、「気候変動」を含む「気候変動等」に関する調査研究等機関との連携が不可欠。
第 13 条第 1 項(地域セン ター)	その区域において、(略) 気 候変動影響及び気候変動適 応に関する情報の収集、整 理、分析及び提供並びに技 術的助言を行う拠点(略)	気候変動影 響及び気候 変動適応	同センターが事業者等に提供する情報は、気候変動適応を推進する上でより直接的に必要とされる「気候変動影響及び気候変動適応」としている。

#### ②「情報」と「科学的知見」の整理

本法においては、下記のとおり「情報」と「科学的知見」を区別して用いている。

「情報」・・・・・解釈や見解が示されていない、いわゆる一次的な情報と、 その情報を整理、分析することにより得られた解釈や見解 等の成果を第三者に伝達するために形成・具体化された二 次的な情報の両者を総称して「情報」という。

「科学的知見」・・・専門家等によって、情報を整理、分析することにより得られた科学的な解釈や見解、研究成果等の集積、あるいは知の体系のことを「科学的知見」という。科学的知見は、一定の用途のために各主体に伝達できる形に整えることにより、具体化した「情報」となり得る。

#### 【表】「情報」と「科学的知見」の整理

該当条文	規定ぶり(該当部分抜粋)	情報	考え方
		/科	
		学的	
		知見	
第1条(目的)	気候変動影響及び気候変動	情報	地方公共団体や事業者等に対して提供す
	適応に関する情報の提供そ		る情報は、一次情報と二次情報の両者を
	の他必要な措置		含むものであり、抽象的な観念である「知
			見」とは異なる。
第3条第1項	気候変動等に関する科学的	科学	単なる一次情報ではなく、国立環境研究
(国の責務)	知見の充実及びその効率的	的 知	所や調査研究等機関による研究成果やそ
	かつ効果的な活用を図る	見	れに基づく科学的な解釈や見解の充実及
			び活用のことを指す。

144 - 14 144 - 77	L. 12 -1-21 1/2   18   1   1-1   1-1	Lts to	
第3条第2項	気候変動等に関する情報の	情報	地方公共団体や事業者等に対して提供す
(国の責務)	収集提供等の体制の整備に		る情報は、一次情報と二次情報の両者を
	努める		含むものであり、抽象的な観念である「知
			見」とは異なる。
第4条第2項	施策に関する情報の提供そ	情報	第3条第2項に同じ。
(地方公共団	の他の措置		
体の責務)			
第7条第2項	気候変動等に関する科学的	科学	第3条第1項に同じ。
(適応計画)	知見の充実並びにその活用	的知	
	に関する事項	見	
第7条第2項	気候変動等に関する情報の	情報	第3条第2項に同じ。
(適応計画)	収集及び提供等を行う体制	113 114	710 - 210210 - 200 1 4 5 0
(100/10-11 124)	の確保に関する事項		
第10条第1項	気候変動及び各分野におけ	科学	第3条第1項と同じ。
(影響評価)	る気候変動影響の観測、予	的知	おも木名「気と同じ。   なお、国際的な科学的知見とは、例えば、
(珍音計画)	別及び評価の最新の科学的		IPCC が示す科学的知見が想定される。
		見	II OO /パイバタ イヤ于ロン和兄が忍足される。   
	知見を踏まえ、(略) ただし、		
	国際的な科学的知見の充実		
	その他の事情により必要が		
habe a by habe a	あると認めたときは(略)	(de de	
第 11 条第 1 項	気候変動影響及び気候変動	情報	国立環境研究所が収集した「情報」を、気
(国環研の業	適応に関し、情報の収集、整		候変動適応に資するために地方公共団体
務)	理、分析及び提供を行うこ		や事業者等がより活用しやすい形に「整
	٤		理、分析」し、提供することを規定。
第 11 条第 2 項	国民一人一人が日常生活に	情報	国民が得る、科学的な見解や解釈を伴わ
(国環研の業	おいて得る気候変動影響に		ない一次情報のことを想定。
務)	関する情報の有用性に留意		
第 11 条第 2 項	気候変動等に関連する調査	(調	ここでは、関連する「科学的知見」を有す
(国環研の業	研究等を行う国の機関又は	査 研	る調査研究等機関のことを想定。調査研
務)	独立行政法人(略)との連携	究等)	究等機関が「情報の収集、整理、分析」を
	に努める		行うことを妨げるものではない。
第 13 条第 1 項	その区域において、(略)気	情報	研究所等から提供を受けた情報や、自ら
(地域センタ	候変動影響及び気候変動適		収集、整理、分析した情報を活用して、地
—)	応に関する情報の収集、整		域の事業者等の関係主体に情報提供等を
	理、分析及び提供並びに助		行うことを想定している。
	言を行う拠点(略)		
第13条第2項	研究所との間で、収集した	情報	一次情報と二次情報に加えて、それらの
(地域センタ	情報並びにこれを整理及び	113.11	情報を整理及び分析をした具体的な情報
—)	分析した結果の共有を図る		を研究所に提供することを想定。
第 16 条(観測	科学的知見に基づく気候変	科学	ここでは、個別具体的な情報を想定して
等の推進)	動適応の推進に資するた	的知	いるのではなく、国や地方公共団体、国
4、1世紀	め、気候変動及び多様な分	見 見	民、事業者等の全ての主体による取組の
	野における気候変動影響の	70	土台となるべき、体系だった知見を想定
	観測、監視、予測及び評価並		しており、その知見を創出するための取
	一		はとして調査研究等を規定している。
			旭こし、胴耳別九寺と尻足ししいる。 
	に気候変動適応に関する技術と		
	術開発を推進するよう努め		
<b>第10</b> 夕 / 字 ②	(政) 桂却の担併なの他の	/丰 ±17	<b>第9条第9項に同じ</b>
第19条(国の	(略)情報の提供その他の	情報	第3条第2項に同じ。
援助)	援助を行うよう努める		

#### 【参考】「情報」と「知見」の使い分けの例

〇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四 十五号)

(薬局医薬品に関する情報提供及び指導等)

第三十六条の四 薬局開設者は、薬局医薬品の適正な使用のため、薬局医薬品を販売し、又は授与する場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師に、対面により、厚生労働省令で定める事項を記載した書面(当該事項が電磁的記録に記録されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものを含む。)を用いて必要な情報を提供させ、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わせなければならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

 $2 \sim 4$  (略)

#### (7)新法の内容

本法は、大きく分けて以下のとおり大きく4つの柱から成り立つ。

- ①適応の総合的推進
- ・国、地方公共団体、事業者及び国民が気候変動への適応の推進のために担 うべき役割を明確にする。
- ・政府は、気候変動適応計画を定めなければならないこととする。
- 環境大臣は、おおむね5年ごとに、中央環境審議会の意見を聴き、気候変動による影響の評価を行わなければならないこととする。
- ②情報基盤の整備
- ・国立環境研究所は、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び提供 や、地方公共団体や地域気候変動適応センターに対する技術的援助等の 業務を行うこととする。
- ③地域での適応の強化
- ・都道府県及び市町村は、気候変動適応計画を勘案して、地域気候変動適応 計画の策定に努めることとする。
- ・都道府県及び市町村は、気候変動の影響及び適応に関する情報の収集及び 提供等を行う拠点(地域気候変動適応センター)としての機能を担う体制 の確保に努めることとする。
- ・地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村等は、広域的 な連携による気候変動への適応のため、気候変動適応広域協議会を組織 することができることとする。
- ④適応の国際展開等
- ・気候変動への適応に関する国際協力の推進や、事業者による気候変動への 適応に資する事業活動の促進等に係る規定の整備を行う。

## 2. 逐条解説

# ≪法律名・目次等≫

#### 気候変動適応法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 気候変動適応計画(第七条—第十条)

第三章 気候変動適応の推進(第十一条—第十五条)

第四章 補則 (第十六条—第二十条)

附則

## 趣 旨・解 説

## (1) 法律の名称について

この法律の名称は、「気候変動適応法」とする。

## (2) 法律の名称の考え方について

新たに制定される法令の題名については、それぞれの法令に固有のものであることからくる呼びやすさという要請と、その題名から内容を推察させ、あるいは少なくとも内容を誤解させず、他との紛れも生じさせないようにしなければならないという要請とがある。「適応」は、気候変動以外にも用いる一般用語であるところ、気候変動に関するものであることを明確にするため、「気候変動」を付し、それ以上に紛れがないことから「気候変動適応法」とする。

#### (3)構成について

本法は、①総則、②気候変動適応計画、③気候変動適応の推進、④補則の4章(及び附則)から成る。基本的な考え方は以下のとおり。

①第一章:総則

→法目的・定義・各主体の責務等といった本法の基礎的枠組みを提示。

- ②第二章:気候変動適応計画
  - →政府の法定計画の策定及びその変更に資する気候変動影響の評価といった、「適応の総合的推進」のための規定を整備。
- ③第三章:気候変動適応の推進
  - →国立環境研究所の業務や、地方公共団体による地域気候変動適応計画の 策定や地域気候変動適応センターの確保、気候変動適応広域協議会の組 織といった、「情報基盤の整備」や「地域での適応の強化」のための具体 的な仕組みを規定。

# ④第四章:補則

→「国際協力の推進」等といった、第二・三章以外で本法により規定すべき 個別規定の集合。

## (附則)

→施行期日、施行前の準備、関連法改正及び検討措置を規定。

# 第1章 総則 ≪第1条(目的)≫

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)その他の気候の変動(以下「気候変動」という。)に起因して、生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響が生じていること並びにこれが長期にわたり拡大するおそれがあることに鑑み、気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、気候変動適応を推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

# 趣旨

現在、人類による温室効果ガスの排出が主な要因である気候変動が現れている。日本の年平均気温は、100年あたり 1.19 の割合で上昇しており、将来(2100年) は、現在(20世紀末)より 1.1  $\sim$  4.4  $\sim$  上昇すると予測されている。

その影響は既にあらゆる場面で現れており、今後さらに増大するおそれがある。具体的には、気温や水温の上昇、降水日数の減少等に伴い、農作物の収量の変化や品質の低下、漁獲量の変化、動植物の分布域の変化やサンゴの白化、さくらの開花の早期化等がすでに現れており、将来は、農作物の品質の一層の低下、多くの種の絶滅、渇水の深刻化、水害・土砂災害を起こしうる大雨の増加、高潮・高波リスクの増大、夏季の熱波の頻度の増加等の懸念がある(2015 年 3 月 「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について」中央環境審議会意見具申)。このため、気候変動影響を防止・軽減する気候変動適応の早急な推進が必要となっている。

本条は、こうした立法背景を明らかにするとともに、本法律で措置する気候変動適応の推進のための主要な手段を記しながら、それにより実現させる究極的な目的を定めることにより、本法律が持つ視座と目指すべき方向を明確にするものである。

# 解説

(1)地球温暖化(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七 号)第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。)その他の気候の変動(以下 「気候変動」という。)に起因して、

IPCC (気候変動に関する政府間パネル) によれば、気候システムの温暖化には疑う余地はなく、気候システムに対する人為的影響は明らかであるとされている。その一方で、そもそも気候変動は、地軸の傾きや地球の挙動変化の

周期、太陽周期の変動、火山活動といった自然変動に、人の活動に伴う温室効果ガスの排出により生ずる人為起源の地球温暖化(地球温暖化対策推進法により定義)が合わさったものとして現れるものである。さらに、強い台風や集中豪雨など、個別の事象について、それが人為起源の温室効果ガスの排出によって生じる地球温暖化によるものなのか、エルニーニョ現象などの気候の自然な変動によるものなのか、それぞれの寄与を個別に判別することは困難である。

このように、本法律の対象である気候変動適応は、人為起源の地球温暖化への対応のみを切り取ることができないものである。したがって、本法律が扱う対象としては、総称として「気候変動」としつつ、その枢要を占める「地球温暖化」を例示する形で、「地球温暖化その他の気候の変動に起因して」と規定している。

「地球温暖化」「気候変動」の用語については、第2条(定義)の解説にて 後述する。

## (2) 生活、社会、経済及び自然環境における気候変動影響

第2条の解説を参照。

# (3) 気候変動適応に関する計画の策定、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供その他必要な措置を講ずることにより、

ここでは、本法律の究極目的の達成のためにこの法律で規定する具体的かつ主要な措置を列挙している。

気候変動適応に当たって必要な措置のうち、必要なことは、第一に、各分野における既存の施策に適応の観点を組み込み、それらを総合的に推進することである。この役割を担うのが第7条に基づき政府が策定する計画及び第12条に基づき地方公共団体が策定する地域気候変動適応計画である。

第二に、具体的な適応策を企画立案するに当たっては、精度の高い気候変動影響予測情報が必要である。さらには、各施策に適応の観点を組み込むかどうかの判断に当たっても、より確かな情報が必要である。こうした情報をいかに我が国の隅々まで浸透させるかが、我が国全体の適応の推進に当たって重要である。この役割を担うのが第11条に基づく国立環境研究所の業務追加及び第13条に基づき確保される地域気候変動適応センターである。

これらの仕組みを柱として、本法律の目的を果たしていく。

# (4) もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること を目的とする。

気候変動は現在のみならず将来にわたって中長期的に継続し、気候変動適応も将来の気候変動影響を踏まえて実施すること、気候変動影響は多岐にわたる分野を通じて国民の健康や生活に影響を与えるものであることから、この法律の究極目的は、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」と

する。これは、環境政策全般の基本法たる環境基本法や、扱う問題の対象をほぼ同じくする地球温暖化対策推進法における究極目的と同様となっている。 また、「健康で文化的な生活の確保」には、その大前提として、「生命、身体及び財産の保護」は含まれるものとして解される。

ただし、適応については、国際展開等の要素も有するものの、国内施策に対する国際施策の比重は、環境基本法や地球温暖化対策推進法のそれと比べて明らかに小さいため、両法が規定する「人類の福祉に貢献すること」については究極目的と位置付けなかった。

#### 【参考】環境基本法と地球温暖化対策推進法の目的規定

- 〇環境基本法(平成5年法律第91号)(抄) (目的)
- 第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって<u>現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する</u>とともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
- ○地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)(抄) (目的)
- 第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

# ≪第2条(定義)≫

#### (定義)

- 第二条 この法律において「気候変動影響」とは、気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- 2 この法律において「気候変動適応」とは、気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。

# 趣旨

本条は、本法全体を通じて用いる2つの用語「気候変動影響」及び「気候変動 適応」を定義し、その意味するところを明らかにするものである。

# 解 説

<第1項関係>

## (1) 「気候変動に起因して、」

第1条においても解説したとおり、気候変動影響は、人為起源の地球温暖化はもちろんのこと、自然変動によるものも含む気候変動に起因した影響と定義付けている。なお、IPCCにおいても、気候変動は人為起源と自然起源の両方を含む概念として定義付けられている。他方、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)においては、人為起源に絞った定義となっており、留意が必要である。これは、UNFCCCでは「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることとならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることとならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることとならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることとならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることとならない水準においる観点から策定されたことによる。

#### 【参考】「気候変動」の定義

O IPCC 第 5 次評価報告書 統合報告書 用語集(抄)

#### 気候変動

気候変動とは、その特性の平均や変動性の変化によって(例えば、統計検定を用いて)特定され、通常は数十年かそれよりも長い期間持続する、気候状態の変化を指している。気候変動は、自然起源の内部過程、あるいは太陽周期の変調、火山噴火そして大気組成や土地利用における絶え間のない人的起源の変化といった外部強制力に起因している可能性がある。なお、国際気候変動枠組条約(UNFCCC)は、その第1条において、気候変動を「地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。」と定義していることに留意されたい。このように、UNFCCCは大気の組成を変化させる人間活動に起因する気候変動と自然要因に起因する気候の変動性を区別している。検出及び原因特定も参照のこと。

#### ○気候変動に関する国際連合枠組条約(平成6年条約第6号)(抄)

#### 第1条

この条約の適用上、

「気候変動」とは、地球の大気の組成を変化させる<u>人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化</u>であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。

○ 気候変動監視レポート(平成 29 年 7 月 気象庁) 気候変動

ある地点や地域の気候が変わること。ある時間規模から見て一方向に変化することを「気候変化」、可逆な変化を「気候変動」として区別することもある。地球の気候システムの内部変動に起因する数年規模の変動から、外部強制力による数万年以上の規模の変動までを含む。

#### ※地球温暖化対策基本法案(平成 22 閣環 9、平成 22 閣環 27) (抄)

(定義)

#### 第二条 (略)

- 2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。)その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策並びに地球温暖化によってもたらされる洪水、高潮等による被害及び生物の多様性、食料の生産、人の健康等への悪影響の防止及び軽減その他の国内及び国外における地球温暖化への適応を図るための施策をいう。
  - 注 本法案は、平成 22 年 3 月 12 日に閣議決定され、第 174 回通常国会に提出されたところであったが、審議未 了のまま廃案となった。その後、第 176 回臨時国会に再度提出されたものの、再び審議未了のまま廃案となっ た。

# (2) 「人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社 会、経済又は自然環境において生ずる影響」

IPCCも「ここ数十年、気候変動は、全ての大陸と海洋にわたり、自然及び人間システムに影響を与えている。」としているとおり、気候変動は、自然に対しても、人間システムに対しても影響を与えている。

法的な表現においても、気候変動影響が生じる箇所について網羅する記述とするため、人間システムを網羅する、個人レベル、コミュニティレベル、経済レベルの概念として「生活」「社会」「経済」、それに「自然環境」を加えて4つを列記している。

規定順については、個人からの近さの順に、生活、社会、経済、自然環境の順番に規定する。なお、これらは国内に限定される概念ではない。

このように、気候変動影響としては、気候変動に起因して、「生活、社会又は自然環境において生ずる影響」と定義されるが、その主たる具体的な例示として、「人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下」といった悪影響を挙げている。

例示については、既に我が国において現れている悪影響のうち、人命への影響との関連順に、人の健康(例えば防災分野を想定)の悪化、生活環境の悪化 (例えば農林水産分野を想定)及び生物の多様性の低下を例示に挙げている。 なお、「生活、社会又は自然環境において生ずる影響」としては、例えば平 均気温の上昇に伴う冬季における死亡率の減少など、「人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下」には当てはまらない好影響も含まれ得るが、気候変動影響評価報告書によると、我が国全体としては多くの悪影響が予測されており、好影響は限定的であることに留意されたい。

対象	影響例
生活	・豪雨に伴う洪水の発生による生命、身体などの健康への
	被害(人の健康の悪化)
	・気温上昇による熱中症の増加や蚊などによる感染症の
	増加(人の健康の悪化)
	・水温の上昇による湖沼等の水質の悪化(人の生活環境の
	悪化)
	・高温障害による作物の収量低下や品質悪化による食料
	不足(人の健康の悪化)
社会	・度重なる豪雨等により公共インフラ等の劣化による
	人々の社会活動への被害(人の生活環境の悪化)
	・居住可能地域の変化に伴うコミュニティの崩壊(人の生
	活環境の悪化)
	・気候に密接に関わる文化の喪失(人の生活環境の悪化)
経済	・豪雨に伴う洪水の発生による人の財産への被害(人の生
	活環境の悪化)
	・高温障害による作物の収量低下や品質悪化による農産
	業の収益損失(人の生活環境の悪化)
自然環境	・海面水温上昇によるサンゴの白化現象(生物の多様性の
	低下)
	・気象条件の変化による生物の生息域の変化 (スギ林の衰
	退やニホンジカ等の拡大) (生物の多様性の低下)

#### <第2項関係>

# (1)「気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の 安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。」

気候変動適応については、気候変動影響が生じる生活・社会・経済・自然環境の4分野に対応する形で、「生活の安定」、「社会又は経済の健全な発展」、そして「自然環境の保全」を図ることと定義しており、それぞれの対象について「適応」で目指すべき状態を包括的に規定しているものである。

気候変動適応については、気候変動影響として、「人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下」のような、悪影響に対応することが何より求められることから、「気候変動による被害の防止又は軽減を図ること」に主眼が置かれた定義としている。

これらに加えて、気候変動適応には、例えば、これまで寒くて稲作が難しかった北海道で平均気温の上昇を踏まえて稲作を推進することで農業収入の増

益を図ることや、今後の自然災害の増加を見越して自然災害を効率的に監視・ 予測する技術を開発することなど、「気候変動影響に対応して、生活の安定、 社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ること」も含まれる ものとしている。

また、この定義においては、気候変動適応の対象として、現在の気候変動影響に対応することか、将来の気候変動影響に対応することかは言及していないが、既に発生してしまった現在の影響に対する措置だけではなく、将来の影響予測に基づき、前もって対策を講ずることにより、本来予測されていた影響を防止・軽減させることも、概念として含まれている。

なお、IPCCにおける「適応」の説明では「気候及びその影響に対する調整の過程」とされている一方、「人間システムにおいて、適応は危害を和らげ又は回避し、もしくは有益な機会を活かそうとする。」と気候変動影響に対応した行動について説明しており、本法律における定義と考え方の整合がとれている。

# ≪第3条(国の責務)≫

#### (国の責務)

- 第三条 国は、気候変動、気候変動影響及び気候変動適応(以下「気候変動等」という。)に関する科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図るとともに、気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする。
- 2 国は、気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「事業者等」という。)の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

# 趣旨

本条は、気候変動適応に当たっての国の責務を明らかにしたものである。

気候変動適応において重要なことは、まず、各分野における既存の施策に適応の観点を組み込み、それらを総合的に推進することである。そしてそのために具体的な適応策を企画立案するに当たっては、精度の高い気候変動影響予測情報等の網羅的な収集が必要である。我が国の気候変動適応に関する科学的知見の集約・活用及びそれに基づく各分野における適応の総合的な推進は、国に求められる重要な責務である。

また、我が国の適応の推進の成否は、国だけではなく、むしろ地方公共団体や 事業者といった現場においていかに適応が推進するかにかかっているといって も過言ではないが、これらの主体が各施策に適応の観点を組み込むに当たって も、より確かな情報が必要である。こうした情報を我が国の隅々まで浸透させる こと等によって、現場における適応を促進することも、国の重要な責務である。

# 解説

<第1項関係>

#### (1) 科学的知見の充実及びその効率的かつ効果的な活用を図る

実効性のある気候変動適応の推進のためには、現在及び将来の気候変動・気候変動影響・気候変動適応に関する正確な情報が必要であり、さらにその情報をスムーズに気候変動適応に関係する者に提供し、当該情報の活用を促進するとともに、国の機関自身が活用することが重要である。

具体的には、これまで各分野でそれぞれ独自に研究が行われ、その情報の精度、粒度、さらには予測の前提条件等が不統一であった情報を、国立環境研究

所をはじめとした情報の拠点に集積させ(効率的)、かつ当該研究所等による技術的サポートや地域気候変動適応センター、広域協議会等の枠組みを活用することで必要な情報が必要な者へ、その活用方法とともに提供される(効果的)ようにする必要がある。

なお、国は、この責務を踏まえて、第 11 条による国立環境研究所を中核とした情報の収集・提供等や、第 16 条による調査研究等によって深められた科学的知見を基に、第 10 条に基づき気候変動影響の評価を行うこととされている。

#### (2)気候変動適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するものとする

気候変動影響は様々な分野にまたがり、気候変動適応についても稲の高温耐性品種の開発、堤防や洪水調節施設の整備による防災対策の推進、熱中症対策に係る普及啓発など、関連する分野が多岐にわたる。

各省庁等が各々独自に適応を図るのではなく、必要な調整を行い、連携を図り、総合的かつ計画的に気候変動適応を推進する必要がある。

なお、第7条の政府計画の策定規定は、この責務を受けたものとなっている。

#### <第2項関係>

(1) 気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに地方公共団体の気 候変動適応に関する施策の促進並びに事業者、国民又はこれらの者の組織 する民間の団体(以下「事業者等」という。) の気候変動適応及び気候変動 適応に資する事業活動の促進を図るため

気候変動適応の推進の成否は、国はもちろんのこと、地方公共団体や事業者等といった現場において適応が推進されるか否かにかかっている。

こうした多様な主体のそれぞれの行動に、適応の観点を組み込ませるためには、適応に関係する全ての者が、気候リスク等の情報にアクセスできるようにし、さらには必要な者に必要な情報が届くようにする必要がある。

従って、国は、国自身、さらには地方公共団体や事業者、国民、NPO等の 民間団体による活動を促進するため、主に情報面からサポートする責務を有 する。

なお、本文の構造を整理すると、「①気候変動適応に関する施策の推進を図るため、並びに②地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進並びに③事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「事業者等」という。)の気候変動適応及び④気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため」としたときに、①は国が国自身の適応策を推進すること、②は国が地方公共団体の適応策を促進すること、③は国が事業者自らの事業活動のための適応策(事業所の洪水対策、従業員の熱中症対策等)を促進すること、④は国が、事業者による気候変動を機会と捉えて取り組む適応ビジネス(高温耐性品種の開発、

防災用製品、気象災害に備える保険商品の販売等)を促進することである。

上記用語の整理(行政が主体となる取組は「気候変動適応に関する施策」、 事業者の取組のうち、自らの事業活動のための取組は「気候変動適応」、適応 ビジネスは「気候変動適応に資する事業活動」、自らのことは「推進」、他社 の取組を促すことは「促進」)は本法律全体を通じて統一している。

# (4)気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

国は、各主体を情報面からサポートする必要がある。他方、気候変動等の情報を効率的かつ効果的に収集し、各主体に届けるに当たっては、必ずしも国がその拠点となる必要はなく、国立環境研究所のような、気候変動適応に関する知見が既に蓄積している研究機関がその情報関係の業務を担うほうが実効性が高いと考えられる。したがって、国による情報面からのサポートについては、そのための体制を確保することを国の責務としている。

具体的な体制についても、第 11 条に基づき国立環境研究所が中核となる情報基盤の整備や、気象庁等による気候変動に関する情報の収集・提供等の体制の整備を想定しており、本法においては、当該責務規定に対応して、研究所の業務に関して規定している他、政府が定める気候変動適応計画の策定事項として「体制の確保」を盛り込み、同計画にて具体的に記していく。

なお、「その他の措置」とあるが、これは各主体の取組を推進・促進する ために実施する国自らによる情報提供や、各種マニュアルの策定等を想定し ている。

# ≪第4条(地方公共団体の責務)≫

(地方公共団体の責務)

- 第四条 地方公共団体は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進するよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、その区域における事業者等の気候変動適応及び気候変 動適応に資する事業活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する 情報の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

# 趣旨

本条は、気候変動適応に当たっての地方公共団体の責務を明らかにするものである。

北海道と沖縄、海側と山側、都市と農村で対応すべき気候変動影響が異なるように、気候変動適応は地域の実情に応じて推進すべきものである。したがって、気候変動適応の推進に当たっては、地方公共団体が重要な役割を担う。本法では、地方公共団体が、その区域における適応の推進に努めること、また、その区域において活動する事業者等の適応を情報面から促進するように努めることを、地方公共団体の責務としている。

# 解説

<第1項関係>

# (1) 自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進

気候変動の影響は、地域の気候や地形、森林植生、棲息動物などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物などの経済的な状況、住民の分布等の社会的な状況の違いにより、全国各地で異なるものである。このため、各地方公共団体が、それぞれの区域の自然的、経済的、社会的な状況を勘案して、それらに応じた内容で、適応を推進することが必要である。

なお、第 12 条における地域気候変動適応計画の策定規定は、この規定を受けたのである。

# (2)情報の提供その他の措置

事業者等による気候変動適応を促進するためには、まずその区域における気候変動影響等の情報が適切に事業者等に提供されなければならないが、気候変動影響等に関する情報は多種多様であり、その提供を、地方公共団体自身が本来的に行うべき任務であるとして責務規定に規定するのは現実的ではない。一方、地方公共団体が行う上述の施策については、その情報の周知を図ることは施策の効果を高め、事業者等の取組を促すために有効であり、地方公共団体が行うことは十分可能である。したがって、気候変動適応に関する取組や事業活動の促進

を図るために、当該区域における気候変動適応に関する施策についての情報の 提供その他の措置を講ずるよう努めることとしている。

なお、ここで言う「その他の措置」には、気候変動影響等に関する情報そのものを含む、事業者等の取組の促進に資する幅広い情報の提供が含まれ、各地方公共団体の能力や必要性に応じて措置がなされることを想定している。

# ≪第5条(事業者の努力)≫

#### (事業者の努力)

第五条 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるとともに、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努めるものとする。

# 趣旨

本条は、気候変動適応に当たって事業者が努力すべき事項を明らかにしたものである。

気候変動は、事業者の事業活動に対しても影響を与えるおそれがある。これを 踏まえ、事業者は、事業活動の内容に即して気候変動適応を進めるとともに、行 政が実施する気候変動適応のための施策に協力するよう努めることとしている。

# 解 説

# (1)「自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気 候変動適応に努める」

気候変動の影響は事業活動にも大きな影響を及ぼしうる。その際、事業者はその事業の特性に即して、

- ①気候変動影響によって自らの事業が途絶えることのないようにサプライチェーンの多重化や洪水時の浸水対策など、業務を円滑化させるためのリスクマネジメントの取組
- ②防災・減災に資する技術開発、製品・サービスの販売や、高温耐性品種の 開発や販売など、その事業分野に応じた適応ビジネスの実施
- の2通りの気候変動適応への貢献方法が想定される。

このうち、特に事業者自らが取り組むことにより国全体の気候変動適応の推進に通じることから、①を事業者が努力すべき内容と位置づけることとする。事業円滑化のためのリスク管理については、事業者が本来的に行うべきものだとも言えるが、事業者は、社会、経済の重要な構成員であり、事業者自らが気候変動影響を被らないよう対応を図らなければ、インフラの断絶による人の健康や生活環境の悪化等が生じ、環境の保全に悪影響を及ぼすこととなる。このように、気候変動適応の観点でのリスクマネジメントの必要性についても、通常のリスクと同様に重視することを促すため、入念的に努力義務として規定することが必要である。

なお、②の適応ビジネスについては、全ての事業者が努力すべきものではなく、 関心のある事業者が事業戦略として実施するものであることから、努力義務と して規定はしていない。

# (2) 「国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努める」 る」

例えば、事業者自らの気候変動適応に関する取組や、事業者が有する気候変動等に関する情報などを国又は地方公共団体に共有することによって、国全体としての適応能力の強化につながるため、これらを事業者の努力義務としている。なお、事業者によっては、国や地方公共団体との防災協定の締結等を通じて、地域の防災に取り組んでいる例も多く、このような取組についても国及び地方公共団体の施策への協力と解することができる。

# ≪第6条(国民の努力)≫

(国民の努力)

第六条 国民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるととも に、国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努め るものとする。

# 趣旨

本条は、気候変動適応に当たって国民が努力すべき事項を明らかにしたものである。

気候変動は、国民の生活に対しても影響を与えるおそれがある。また、国民一人一人が日々の暮らしや仕事の中で気付いた小さな環境の変化や異変が、気候変動適応の推進にとって重要な情報となる。これを踏まえ、国民には気候変動適応に関心を持ち理解を深め、気候変動適応に関する施策に協力するよう努めることとしている。

# 解説

# (1) 「気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深める」

気候変動の影響は、地域の気候や社会的・経済的状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、国民一人一人の生活に及ぶものである。また、国民一人一人が日々の暮らしや仕事の中で気付いた小さな環境の変化や異変が、気候変動及びその影響に関する科学的知見の充実、ひいては気候変動適応の推進に寄与することも十分考えられる。

気候変動の影響や適応策の重要性について、教育の機会の活用や、地方公共団体や地域で活動している団体と連携した普及啓発等を通じて、世代や分野に応じて自らの問題として認識し、もって気候変動適応に関心と理解を深めることを国民の努力義務としている。

# (2) 「国及び地方公共団体の気候変動適応に関する施策に協力するよう努める」

例えば、防災の一環としての国民への協力要請や、地域住民から地域に根ざしたアイディアの募集への協力等、国又は地方公共団体が気候変動適応のために行う一部の施策の実施には、国民の協力が必要となる。したがって、国民は行政の実施する気候変動適応のための施策に協力することを努力義務としている。

# 第2章 気候変動適応計画 ≪第7条(気候変動適応計画の策定)≫

(気候変動適応計画の策定)

- 第七条 政府は、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、気候変動適応に関する計画(以下「気候変動適応計画」という。)を定めなければならない。
- 2 気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 気候変動適応に関する施策の基本的方向
  - 三 気候変動等に関する科学的知見の充実及びその活用に関する事項
  - 四 気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保に関する事項
  - 五 気候変動適応の推進に関して国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)が果たすべき役割に関する事項
  - 六 地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進に関する事項
  - 七 事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進に 関する事項
  - 八 気候変動等に関する国際連携の確保及び国際協力の推進に関する事項
  - 九 気候変動適応に関する施策の推進に当たっての関係行政機関相互の連携協力の確保に関する事項
  - 十 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関する重要事項
- 3 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成し、閣議の決定を求めなけれ ばならない。
- 4 環境大臣は、気候変動適応計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、 気候変動適応計画を公表しなければならない。

# 趣旨

国の責務に「適応に関する施策を総合的に策定し、及び推進するもの」とされているとおり、我が国の適応策を総合的に推進するためには、政府全体としての適応に関する計画を策定し、その計画に従って関係省庁が連携・協力しながら着実に適応策を実施していく必要がある。

既に「気候変動の影響への適応計画(平成27年11月27日閣議決定)」に基づき取組を進めてきたところであるが、同計画は、あくまで関係省庁の取組につ

いて記載されている行政計画であった。今般、本法律に基づく法定計画を策定することにより、政府のみならず、地方公共団体、事業者、国民等の協力・連携の 取組についても盛り込み、我が国全体としての適応策を推進することとする。

# 解説

<第2項関係>

# (1)計画事項について

本計画においては、①計画期間、②気候変動適応に関する施策の基本的方向、 ③気候変動等に関する科学的知見の充実・活用、④気候変動等に関する情報の収 集・整理・分析・提供等を行う体制の確保、⑤気候変動適応の推進に関して国立 環境研究所が果たすべき役割、⑥地方公共団体の施策の促進、⑦事業者等の取組 の促進、⑧国際連携の確保・国際協力の推進、⑨関係行政機関相互の連携協力の 確保等を定めることとする。

H27 閣議決定計画に加えて、④の情報の収集・提供を行う体制の確保と、⑤の国立環境研究所が果たすべき役割、⑨の連携体制に関する事項を加えている。

④については、第11条に基づく国立環境研究所を中核として気候変動影響及び気候変動適応に関する情報基盤や、その他気象庁等による気候変動に関する情報の基盤整備等のことを、⑤については、本計画に従い情報の収集・提供等の中核業務を担う国立環境研究所の果たすべき役割を明確にすることを想定している。

⑨については、適応の推進のために関係省庁の連携が必要不可欠であるところ、政府全体としての連携体制を計画上位置づけることが必要であるために追加するものである。新しい気候変動適応計画には、政府において新しく設置することを予定している「気候変動適応推進会議(議長:環境大臣、構成員:関係府省庁局長級)」を通じた関係行政機関相互の連携協力の確保について記載予定である。

なお、③の科学的知見の「活用」については、国自らの活用に加えて、地方公 共団体や事業者等による活用を促進することも含まれるものである。

<第3項~第5項関係>

#### (1)計画策定の手続き等について

計画策定の手続きは、下記のとおりである。

- ① 環境大臣が案を作成して閣議決定を求めることとし(第3項)、
- ② 案の作成に当たっては、関係行政機関の長と協議することする(第4項)。
- ③ 策定された計画は公表することとする(第5項)。

②における関係行政機関の長としては、既設の関係府省庁連絡会議の構成府省庁その他希望の省庁の長を指す(※)。

第4項に規定する関係行政機関の長との協議について、関係の深い法律である地球温暖化対策推進法の第8条(地球温暖化対策計画の策定)においては、同様の規定が置かれていない。

気候変動適応計画において、関係行政機関の長と協議する規定が置かれている理由については、気候変動適応に関する施策は、気候変動適応に特化した施策を実施するというより、防災や農業振興、健康などの既存の行政分野の中に気候変動適応の観点を組み込んで実施することが効果的であることから、環境大臣が各行政分野を所掌する行政機関と十分に調整し、協議をすることが、適切な計画案の作成のために不可欠であることが挙げられる。

※実際の新計画策定(H30.11)に当たって協議した関係行政機関の長 内閣総理大臣(内閣官房/内閣府の長として)、金融庁長官、総務大臣、外務 大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、 国土交通大臣

# ≪第8条(気候変動適応計画の変更)≫

(気候変動適応計画の変更)

- 第八条 政府は、最新の第十条第一項に規定する気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して、気候変動適応計画について検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに、これを変更しなければならない。
- 2 前条第三項から第五項までの規定は、気候変動適応計画の変更について 準用する。

# 趣旨

気候変動適応計画は、一定期間ごとに、最新の科学的知見が揃うタイミングに合わせて、知見の更新を踏まえた変更を行うことが必要。このため、概ね5年ごとに行われる最近の科学的知見を踏まえた気候変動影響の評価等を踏まえて、見直しの検討を行い、必要に応じて、気候変動適応計画を変更することを規定する(第1項)。気候変動適応計画の変更の手続きは、策定の手続き(第7条第3項から第5項まで)と同様とする(第2項)。

こうした規定に基づき、科学的観点から政府計画の PDCA サイクルを確立し、 継続的に計画の実効性を向上させる仕組みを構築している。

# 解説

<第1項関係>

#### (1)「最新の」

第10条において気候変動影響評価報告書をおおむね5年ごとに作成することとなっているが、報告書作成の5年周期に併せて、気候変動適応計画についてもおおむね5年ごとに見直していくことが効果的である。このため、5年ごとに気候変動影響評価報告書が作成される度に、気候変動適応計画を見直すことができるよう、「最新の」という表現を入れている。

## <u>(2)「気候変動影響の総合的な評価その他の事情を勘案して」</u>

この評価は、第10条の気候変動影響評価報告書のことを指している。第10条同様、個別分野において独自に実施する将来影響の「評価」と区別するため、「総合的な評価」としている。

また、その他の事情とあるが、これはIPCC等においてこれまでの知見を 覆すような重大な科学的知見が発見されたときや、国内外含め、気候変動影響 によりかなりの深刻な事態が発生し、従来からの取組では対応できないような 事態が発生した場合などが考えられる。

さらに、「勘案して」とあるが、これは、気候変動影響評価報告書はあくまで科学的知見を提供しているのみであり、適応計画に記載すべき適応策方向性を示しているものではないことから、「基づいて」といった強い繋がりのものではなく、あくまで「勘案」すべきものであるという考えで規定されたもので

ある。適応計画は、気候変動影響評価報告書等を勘案して、政府において責任 を持って策定すべきものである。

# ≪第9条(評価手法等の開発)≫

(評価手法等の開発)

第九条 政府は、前条第一項の規定による検討に資するため、気候変動適応計 画の実施による気候変動適応の進展の状況をより的確に把握し、及び評価 する手法を開発するよう努めるものとする。

#### 趣 旨・解 説

気候変動適応に関する施策を効果的に実施するには、気候変動適応計画に基づく施策の進捗状況の把握を継続的に行い、進捗管理を行うことが必要である。

現状としては、H27 閣議決定計画に関して、関係府省庁連絡会議の枠組みの下、平成29年10月に初めて平成28年度に実施した施策についてのフォローアップを行い、さらに、平成29年度施策のフォローアップを平成30年9月に行った。平成29年度施策のフォローアップ報告書においては、各府省庁において、それぞれの施策の進捗状況を把握するための多くの指標が設定されたが、必ずしも気候変動適応の進展状況を的確に把握し、評価する手法が開発された状況にはなっていない。

同様に、諸外国におても、適切な指標の設定が困難であること、適応策の効果を評価するには長い期間を要すること等の課題があり、具体的な把握・評価手法はまだ確立されていない。

そのため、政府は、本条に基づき、気候変動適応計画に基づく施策の実施の 状況について、効率的かつ効果的なフォローアップを行うことができるよう、 その把握及び評価手法を開発に努め、適応策の PDCA サイクルの確立を図るこ ととしている。

# ≪第10条(気候変動影響の評価)≫

#### (気候変動影響の評価)

- 第十条 環境大臣は、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、おおむね五年ごとに、中央環境審議会の意見を聴いて、気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表しなければならない。ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるときは、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる。
- 2 前項の報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その 案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

# 趣 旨

気候変動影響の正確な現状把握、予測及び評価がなければ、的確で実効性のある政府の適応の総合的計画的な実施はできない。そのため、政府の適応の計画的な実施に資するものとして影響評価を定期的に行うことが不可欠。

その際には、気象庁その他の関係機関が実施する気象等の観測、監視及び予測に関する最新のデータや評価の結果、そして、農業や防災などの個別分野において生ずる気候変動影響に関して、農水省や国交省などが実施する観測、監視、予測及び評価の結果を含む、最新の科学的知見を踏まえることで、より多様な分野における正確性の高い影響評価が実現し、各主体の適応策の実効性を高めることができる。

#### 解説

<第1項関係>

#### (1)「評価」と「総合的な評価」について

本条は、気候変動影響の「評価」をするために踏まえる対象である科学的知見にも「評価」が含まれているところ、両者の整理が必要である。同条に基づいて環境大臣が評価をするために踏まえる対象である「評価」とは、あくまで農業や防災などの個別分野における評価であり、それぞれ対象範囲が限定的なものである一方、環境大臣が行う「評価」は、それらの個別的な「評価」を踏まえた上で、分野横断的に実施するものであるため、後者を「総合的な評価」としている。

#### (2)おおむね5年ごとに、

影響評価を行う前提としての科学的知見を収集するには一定の時間を要する。H27 閣議決定計画の見直し期間が5年であったことや、IPCC 報告書の更新期間も $5\sim8$ 年程度であることを踏まえ、本法律においては概ね5年ごとに影響評価を行うこととしている。

#### (3)中央環境審議会の意見を聴いて

気候変動影響の評価は、科学的知見に基づき公平公正に行うことが重要であり、多様な専門家により構成される中央環境審議会の意見を聴いて行うことが適当である。

なお、H27 閣議決定計画策定前に実施した気候変動影響の評価の際(H27)にも、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、包括的に気候変動が日本に与える影響及びリスクの評価について、科学的知見を有する専門家による意見を聴くため、平成25年7月に中央環境審議会地球環境部会のもとに設置した気候変動影響評価等小委員会において検討を重ね、その結果を基に中央環境審議会の意見具申として取りまとめを行っている。

# (4) ただし、科学的知見の充実その他の事情により必要があると認めるとき は、その期間を経過しない時においても、これを行うことができる

気候変動影響評価は、おおむね5年ごとに行うことを原則としているものの、例えば、評価を行った後、IPCC において新たな知見が得られ、これまでの評価の前提となっていた知見が大幅に更新される場合など、おおむね5年が経過するよりも大幅に前倒して再度評価を行う必要がある事態が発生することが想定される。そのような事態において、おおむね5年を待ってから評価を行うのは不合理であるため、こうした特別な事情がある場合には、 $1\sim2$ 年のみが経過するなど相当早い段階においても、評価を行うことができることとしている。

#### <第2項関係>

# (1)報告書を作成しようとするときは、環境大臣は、あらかじめ、その案を作成し、関係行政機関の長と協議しなければならない。

本条の影響評価は、多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する科学的知見を踏まえて作成することとされているところ、各分野における知見を集め、内容の整合を図るプロセスとして、関係行政機関の長との協議を行うこととしている。

※ 気候変動影響評価の実施主体や、気候変動適応計画の案の作成主体が 環境大臣である理由については総論を参照。

# 第三章 気候変動適応の推進 ≪第 11 条 (研究所による気候変動適応の推進に関する業務) ≫

(研究所による気候変動適応の推進に関する業務)

- 第十一条 研究所は、気候変動適応計画に従って、次の業務を行う。
  - 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び 提供
  - 二 都道府県又は市町村に対する次条に規定する地域気候変動適応計画の 策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助
  - 三 第十三条第一項に規定する地域気候変動適応センターに対する技術的 助言その他の技術的援助
  - 四 前三号の業務に附帯する業務
- 2 研究所は、国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用性に留意するとともに、気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)(第十四条第二項において「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。
- 3 環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を 行うことができる。

# 趣旨

本法は、目的規定にもあるとおり、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等を通じて、気候変動適応の推進を図るものとなっている。そのため、国は、地方公共団体や事業者、国民等の適応策の促進のために情報の収集・提供等の体制を整備することが責務となっている。

その主要な措置として、本法では、国立環境研究所が気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的情報基盤の中核を担うよう、同研究所の業務について規定している。

以上のとおり、研究所の業務追加に係る本規定は、本法律の肝となる規定であり、本法律の他の規定と密接不可分であることから、国立環境研究所法を別途改正するのではなく、本法律において研究所の業務について規定し、その上で本法律の附則において国立環境研究所法を改正している。

# 解説

<国立環境研究所について>

#### (1) 国立環境研究所の概要

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下この項において単に「環境の保全」という。)に関する調査及び研究を行うことにより、環境の保全に関する科学的知見を得、及び環境の保全に関する知識の普及を図ることを目的として、国立研究開発法人国立環境研究所法(平成11年法律第216号。以下「研究所法」という。)に基づき、設置されている。

研究所は、昭和49年に国立公害研究所として発足し、平成2年に国立環境研究所として改称された後、平成13年に独立行政法人化されている。

また、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 66 号) により、国立研究開発法人とされている。

#### (2) 国立環境研究所の現在の業務

研究所法第11条の規定に基づく研究所の業務は以下のとおり。

- (i) 環境の状況の把握に関する研究、人の活動が環境に及ぼす影響に関する研究、人の活動による環境の変化が人の健康に及ぼす影響に関する研究、環境への負荷を低減するための方策に関する研究その他環境の保全に関する調査及び研究(水俣病に関する総合的な調査及び研究を除く。)を行うこと(第1号)
- (ii) 環境の保全に関する国内外の情報(水俣病に関するものを除く。)の収集・整理・提供を行うこと(第2号)
- (iii) 上記に付随する業務(第3号)

#### <第1項関係>

#### (1)国立環境研究所の業務に追加する業務について

この法律においては次の①から③までの業務を位置づけることとする。

これは、現在環境省が研究所に委託して行っている気候変動適応情報プラットフォーム事業 (気候変動リスク情報を集約し、各主体の適応の取組を支える情報基盤の整備)を中心として、同事業をさらに発展させることをその内容として想定している。また、これらの業務の実施に当たっては、第7条の気候変動適応計画において定めることとしている「国立環境研究所が果たすべき役割」に沿った形で行うものとする。

①は従来の研究所の業務範囲においても実施してきた業務であるが、気候変動適応の推進のために不可欠な業務として、研究所が実施しなければならない義務的な業務として入念的に規定したものである。一方、②及び③では、従来の研究目的の業務を超えて、必ずしも研究の成果となる業務ではないものの、行政への貢献を第一目的として、地方公共団体等に対する技術的助言等を行う業務が新たに追加されている。

なお、行政目的ではなく、従来から実施していた適応の「研究」については、本条には規定されていない。今後も、従来の業務範囲である研究所法第 11 条第 1 項の「環境の保全に関する調査及び研究」の一環として実施される整理となっている。

# ① 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、分析、整理及び提供 (第1号)

様々な研究機関、地方公共団体、事業者、国民等が有する気候変動影響や気候変動適応に関する情報を収集、整理、分析するとともに、それらの各主体の 適応の取組を促進するために必要な情報を提供する。

この情報提供の中には、各地方公共団体や地域気候変動適応対策センターに対して、各地域の要望に応じた気候変動影響の将来予測情報を提供することが含まれる。

なお、研究所は気候変動適応の推進のために本条に基づく業務を行う関係上、 気候変動適応の推進に直接的に関係する気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等を行うことを義務的に規定しており、その前提情報となる気候変動に関する情報の提供等は本業務には含まれていない。気候変動に関する情報の提供等は、義務的な業務にはならないものの、研究所としては、第4号の「附帯業務」として実施することが想定されている。

# ② 都道府県又は市町村に対する地域気候変動適応計画の策定又は推進に係る技術的助言その他の技術的援助(第2号)

本号では、地域気候変動適応計画(第 12 条)の策定又は推進に関して、科学的知見を基礎としたものにするための基本的考え方や留意点、影響の予測シミュレーションや関連するデータの解釈等に係る「技術的助言」を行う他、地方公共団体職員を集めた研修の実施や講師としての参加などの「技術的援助」を行うことを規定している。従来の研究所の業務範囲にはない、新規追加となる業務である。

# ③ 地域気候変動適応センターに対する技術的助言その他の技術的援助(第3号)

本号では、各地方公共団体が確保するように努める地域気候変動適応センター(第13条)に対し、それぞれのセンターが地域の気候変動適応に関する科学的知見のワンストップ拠点として十全に機能できるよう、情報収集や整理、分析、提供といった科学的情報を扱う業務に係る基本的考え方や留意点、影響の予測シミュレーションや関連するデータの解釈等に係る「技術的助言」を行う他、センターに所属する人員を集めた研修の実施や講師としての参加などの「技術的援助」を行うことを規定している。従来の研究所の業務範囲にはない、新規追加となる業務である。

#### <第2項関係>

# <u>(1)国民一人一人が日常生活において得る気候変動影響に関する情報の有用</u> 性に留意するとともに、

当該留意規定は、情報の収集・提供等について規定している研究所の第1号業務の留意事項として規定されている。

我が国は東西南北に広がり、地形も様々である。我が国における気候変動の影響を細部まで把握し、かつその土地に適した適応を推進するためには、国民一人一人が日ごろの生活で得た影響や適応に関する気付きや、生活の知恵として蓄積されている情報が重要となってくる。そのような情報が気候変動適応の推進に資する可能性があり、研究所は、当該情報の有用性に留意し、情報の収集・整理・分析・提供を行うことにより、新たな気付きを得て、我が国の細部にわたるまで気候変動適応を推進されるように図ることされている。

実態としては、気候変動適応情報プラットフォームにおいて、例えば、国民 の気付きの情報を集約するページを設ける等の対応を想定している。

# (2) 気候変動等に関する調査研究又は技術開発を行う国の機関又は独立行政 法人(「調査研究等機関」という。)と連携するよう努めるものとする。

気候変動等に関する調査研究等は、多くの省庁の研究機関が実施しており、 我が国全体の気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・提供等を 行うには、これらの研究機関との連携が不可欠である。このため、研究所が、 関係機関と連携して業務を行うことが規定されている。

連携する関係機関については、国レベルの研究機関との連携が想定されている。具体的には、気象庁気象研究所、国土交通省国土技術政策総合研究所、土木研究所、農業・食品産業技術総合研究機構、森林研究・整備機構、海洋研究開発機構等が想定される。

#### <第3項関係>

# <u>(1)環境大臣は、研究所に対し、第一項各号に掲げる業務に関し必要な助言を</u> 行うことができる。

研究所が行う業務は、調査研究を超えて、地方公共団体による政策立案への助言その他の技術的援助まで広がる。また、本法第3条第2項において国の責務として、「気候変動等に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行う体制の確保その他の措置を講ずる」ことが規定されたが、国立環境研究所はその体制の中核に位置づけられることとなり、本法第11条に規定する同研究所の新たな業務が十全に実施されることは、我が国の気候変動適応を推進するために重要となる。このため、本項に基づき、国として、同研究所による当該業務が支障なく円滑に実施されることを確保するために適切な助言を実施していく。

具体的には、研究所が、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を活用し、地方公共団体や地域センターへの技術的支援を実施するに当たっては、政府の気候変動適応計画(第7条)の実施に際して科学的知見がどのように扱われ、貢献しているのかという点や、環境大臣が行う気候変動影響評価(第10条)の検討状況などの政策動向を踏まえ、それらとの緊密な連携を図る必要がある。このため、同計画の案の作成や気候変動影響評価報告書の実施を所管する環境大臣が、それらの政策に係る情報を踏まえて、頻繁に意見交換を行いつつ、必要な助言を行い、上述の本法3条第2項に規定する「体制の確保」の責務を果たしていくことが必要。

具体的には、各地方公共団体における計画作成や推進に際して、科学的知見が有効な裏付けとなるように、情報提供はどのような形態・態様とするべきか、提供する情報はどのように地域の状況を踏まえるべきか、政府の気候変動適応計画(第7条)の実施に際して科学的知見がどのように扱われ、貢献しているのか、といった助言などが考えられる。

# ≪第 12 条 (地域気候変動適応計画) ≫

(地域気候変動適応計画)

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画(その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。)を策定するよう努めるものとする。

# 趣旨

気候変動の影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的な状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、また、地域コミュニティ、事業者の事業活動、住民の生活に及ぶものであることから、各地方公共団体が、それぞれの区域の自然的社会的状況に応じて、その区域の住民、経済活動を守るために気候変動適応に関する施策を計画的に推進することが必要である。

既に自主的に気候変動適応に関する計画を策定している都道府県等が多いこと、さらには政令指定都市以外の市町村が計画を策定している例があることも踏まえ、都道府県及び市町村がその区域の気候変動適応の推進に当たって、自ら計画を策定することに努めるよう規定している。

#### 解説

#### (1)地方分権改革との関係

地方公共団体への計画策定の義務づけについては、地方分権改革において、

- ▶ 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
- ▶ 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ▶ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合

に該当するものを除き、廃止、「できる」規定化又は努力義務化することとされている。

これを踏まえ、本規定は努力義務としている。また、計画の内容や策定手続きについても、地方公共団体の自主性を尊重し、内容について「国の気候変動適応計画も勘案」することのみとし、要件などの具体的な規定はしないこととする。

なお、地域気候変動適応計画については、必ずしも独立した計画を策定する必要はなく、各地方公共団体の環境基本計画や地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画など、他の関連計画の中に入れ込むことも含め、柔軟に対応

できるものとする。

# 【参考】第3次勧告 ~自治立法権の拡大による「地方政府」の実現へ~(平成21年10月7日地方分権改革推進委員会)(抄)

#### (c) 計画等の策定及びその手続

#### 第2次勧告(抄)

原則として、計画等の策定、内容、策定手続それぞれについて次の方針で見直すことと すべきである(計画等の策定手続のうち、(b)協議、同意、許可・認可・承認に該当するも のについては、(b)に掲げる方針による)。

- ・計画等の策定の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)
- ・計画等の内容の義務付けについては、廃止(単なる奨励にとどめることを含む。)又は条 例制定の余地の許容
- ・計画等の策定手続のうち、意見聴取、公示・公告・公表等の義務付けについては、廃止 (単なる奨励にとどめることを含む。) 又は条例制定の余地の許容

#### (1) 見直し対象範囲

第2次勧告別紙1で示した条項のうち、次のいずれかに該当するもの

- (4) 地方自治体又はその機関による計画、方針、指針、構想等(以下「計画等」という。) の策定の義務付け 15 16
- (1) 計画等の策定に当たっての内容(盛り込むべき事項の記載)の義務付け16
- (ハ) 計画等の策定に当たっての事前・事後の手続として次のいずれかを課しているもの
  - ・議決(当該地方自治体のほか、国・関係地方自治体その他の関係者による議決、及びこのための協議会等の場の設置をいう。)、協議・調整・意見聴取等・同意(当該地方自治体による国・関係地方自治体その他の関係者との協議・調整、及び関係地方自治体その他の関係者の意見聴取等・同意、並びにこれらのための協議会等の場の設置をいう。ただし、(b)の対象となるものを除く。)、認定
  - ・公示・公告・公表、閲覧・縦覧等 16
- (2) 計画等の策定及びその内容の義務付け((イ)及び(ロ)) に係る具体的に講ずべき措置の方針
  - (1) の見直し対象範囲のうち、( $\ell$ )及び( $\ell$ )については義務付けを廃止する。具体的には、次のいずれかの措置を講ずることとする(別紙 3 「( $\ell$ )の具体的に講ずべき措置に係る参照条文  $\ell$  参照)。
  - ・計画等の策定及びその内容に係る規定そのものの廃止 17
  - ・計画等の策定に係る規定の「できる」規定化 18 又は努力義務化、及びその内容に係る規 定の例示化又は目的程度の内容への大枠化

ただし、計画等の内容に次の①~③に係る部分を含む場合には、計画等の策定及び①~ ③のそれぞれに係る部分の内容の義務付けの存置を許容する。

- ① 私人の権利・義務に関わる行政処分の直接的な根拠(私人、他の地方自治体の費用負担の直接的な根拠を含む。)となる計画を策定する場合
- ② 地方自治体の区域を越える一定の地域について総量的な規制・管理を行うために計画を策定する場合
- ③ 基本的事項について市町村による一定の判断があることを直接的な根拠として都道府県が計画を策定する場合
- 15 計画等の策定及びその手続を義務付けている条項が第2次勧告別紙1に含まれているものは、地方自治体又はその機関のみに義務付けているものに限らず、ここに含む。ただし、計画等が、国、都道府県に対する協議、同意、許可・認可・承認の対象となる計画等の策定に係るものは含むが、その申請に当たって添付すべき書類の一つとされているにとどまる場合は含まない。

- 16 A法で策定を義務付けている甲計画について、B法で甲計画の計画内容を変更する義務付け又は甲計画の策定手 続を変更する義務付けを行っている場合には、A法のみでなく、B法による義務付けも含む。
- 17 計画等の策定及びその内容に係る規定としては廃止し、施策・事務に係る規定の範囲内で存置するものは、計画等の策定及びその内容の義務付けとしては廃止されたものと判断できる。
- 18 法律上の要件に該当する場合であっても策定する必要があるかどうかを選択できるものであることを明確化するために、「地方公共団体は、(一定の要件に該当する場合に)・・・・できる。」と改めることをいう。

#### (2)都道府県及び市町村は、

以下の理由から、地域気候変動適応計画の策定努力義務の主体は、全ての都道府県及び市町村としている。

- 気候変動適応に関係する防災、農林水産業等の施策において、市町村が計画 策定や事務を担っていることが多く、これらとの連携が可能となること
- 策定は義務ではなく努力義務であるため、その対象を厳しく限定する必要がないこと\*\*
  - ※ この点、地球温暖化対策推進法においては、排出事業者としての措置に 関する地方公共団体実行計画は全ての都道府県及び市町村に策定を義務 づけている(地球温暖化対策推進法第20条第1項)。一方、その区域の 自然的社会的条件に応じた施策に関する計画は、都道府県、指定都市及 び中核市のみに義務づけられ、その他の市町村については努力義務とさ れている。
- 既に政令指定都市以外の市町村においても、気候変動適応に関する計画の策定事例があり、これらの市町村の取組を後押しする必要があること

なお、「地方公共団体」とすると、厳密には地方公共団体の組合や地方開発事業団など、特定の目的を持った団体であって都道府県や市町村以外の団体も含むこととなる。こうした団体にまで計画策定の努力義務を設けることは適切ではないことから、「地方公共団体」ではなく、「都道府県及び市町村」としている(第13条において同じ。)。

# <u>(3)単独で又は共同して、</u>

地域計画を策定する際、各区域の自然的経済的社会的状況が似通っている場合など、複数の都道府県や市町村で共同して計画を策定する方が適切であるケースもある考えられる。特に、市町村によっては、単独で計画を策定することが困難となる場合もあり得るものと考えており、複数の市町村や、都道府県と共同して地域計画を策定することを可能としている。

# ≪第 13 条 (地域気候変動適応センター)≫

(地域気候変動適応センター)

- 第十三条 都道府県及び市町村は、その区域における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点(次項及び次条第一項において「地域気候変動適応センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。
- 2 地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれ を整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

#### 趣旨

地域計画の策定や実施に努めることとされる都道府県及び市町村が、それらに必要な情報や的確な助言を得ることは、効果的な施策の推進のために有効である。このため、地方公共団体としては、情報の収集、整理、分析及び提供や助言を行う拠点としての機能を担う体制を当該区域において確保することが求められる。こうした拠点を確保する主体としては、地域において気候変動適応を推進する責務があり、また、地域における研究機関の実情や科学的知見の所在等について十分に把握している都道府県及び市町村が最も的確であり、都道府県及び市町村が体制を確保していくこととしている。

しかし、こうした拠点が既に存在している、又は、既に活動を行っている研究機関がある都道府県及び市町村にとっては、拠点の確保が比較的容易であるものの、拠点を設けることが困難な都道府県及び市町村も存在することから、一律の義務ではなく、努力義務として規定している。

なお、当該センターが事業者等に対しても情報提供することによって、その地域における事業者等の気候変動適応への取り組みも促進される。

#### 解説

<第1項関係>

#### (1)単独で又は共同して

当該拠点機能を担う体制を確保する際、各区域の自然的経済的社会的状況によっては、複数市町村につき一つのセンターを設ける方が適切であるケースも考えられる。また、例えば、地域の有力な研究機関が、広域にわたる情報を扱っている場合には、市町村や都道府県の領域を超えて対応をさせることが可能である。こうしたケースが考えられることから、「単独で又は共同して」地域センターを確保することができるものとしている。

#### (2) 想定される対象組織について

地方公共団体が擁している地方環境研究所(地方公共団体の外部組織又は 地方公共団体自身の内部組織)のほか、その区域内の公立大学などをはじめと して、各地方公共団体の実情に応じて適切な組織が拠点機能を担うことが想 定される。

#### <第2項関係>

# (1)地域気候変動適応センターは、研究所との間で、収集した情報並びにこれ を整理及び分析した結果の共有を図るものとする。

法第11条第1項第三号において、国立環境研究所は地域センターに対して技術的助言を行うとされているところ、地域センターは、その技術的助言等を踏まえて、情報の収集・提供等の機能を十分に発揮することが期待される。一方で、地域センターにおいて収集・整理・分析した情報を、研究所と共有することにより、研究所の機能をさらに高め、結果として地域センターへの助言をより有効なものにすることが期待される。このような情報の共有を通して、研究所は、ある地域センターから入手をした調査研究等の成果を活かして、別の地域センターに対する技術的助言を行うことによって、それぞれの地域が共通して抱える課題の解決につなげることを想定している。

なお、都道府県及び市町村による地域センターの確保については「努めるものとする。」(第1項)とし、地域センターによる研究所との情報共有については「ものとする。」(第2項)としている。後者は、地域センターが担うべき本来的役割について記しているものであり、研究所との情報共有の役割を有する地域センターを確保することを、都道府県及び市町村に対して、努力義務として課しているものである。

# ≪第 14 条(気候変動適応広域協議会)≫

(気候変動適応広域協議会)

- 第十四条 地方環境事務所その他国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域気候変動適応センター、事業者等その他の気候変動適応に関係を有する者は、広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応広域協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。
- 3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その 協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 趣旨

気候変動影響は、地域の気候、地形、社会経済状況などによって異なるとともに、気候変動適応は、地域の生活基盤を守ることや、地域振興にもつながることから、その地域に合った適応の取組を進めていくことが重要である。

地域レベルで幅広い関係者が連携・協力して気候変動適応を強力に推進していくため、関係する国の地方行政機関、都道府県、市町村、地域センター、大学、研究機関、事業者、民間団体など、地域の関係者との連携体制を構築するために、気候変動適応広域協議会を組織することができることとしている。

同協議会は、すでに、平成29年度より、環境省・農林水産省・国土交通省の連携事業として実施している「地域適応コンソーシアム事業」の「地域協議会」をベースとして組織することを想定している。

# 解説

<第1項関係>

#### (1)協議会の名称及び設置単位について

協議会の名称は、「気候変動適応広域協議会」としており、都道府県又は市町村単位ではなく、複数の都道府県域にまたがる広域であることが明示されている

協議会の設置単位は、地方環境事務所をはじめ、都道府県を越える広域の国の地方行政機関も含めて広域的な連携を図るため、全国のブロック単位を想定

している。地方公共団体の適応は始まったばかりであり、気候等の条件が類似し、行政的なつながりが大きいブロック内の地方公共団体がそれぞれの適応の取組を共有することが有効と考えている。また、気候変動適応を効果的に進めるに当たっては、例えば、都道府県境をまたがる一級河川の管理や大規模な水害に対する防災対策は国が中心となって行っていることから、国や地方公共団体が広域的に連携することが重要となる。

#### (2)協議会の構成員について

協議会の構成員は、下記のとおりとする。

#### ① 地方環境事務所その他国の地方行政機関

本法律を所管する環境省の地方支分部局である地方環境事務所に加え、気候変動適応の推進に関係の深いその他国の地方行政機関(地方農政局、地方整備局、管区気象台等)を想定している。

#### ② 都道府県・市町村

ブロック内の都道府県及び市町村を想定している。

#### ③ 地域気候変動適応センター

ブロック内の地域気候変動適応センターを想定している。

#### ④ 事業者等

ブロック内で気候変動適応の推進に関係の深い事業者等を想定している

#### ⑤ その他の気候変動適応の推進を図るために関係を有する者(以下は例示)

- 調查研究等機関
- 有識者

以上のとおり、それぞれの協議会の状況に応じて、①~④を基本構成員とし、柔軟に協議会を組織できることとする。

なお、本条の規定は、主催者を定めない規定方法としているが、実態としては、協議会の庶務を担う地方環境事務所が事務局となって運営していくことが想定されている。

#### (3)協議会の協議事項について

広域的な連携による気候変動適応の推進について協議することとし、具体的な協議事項については定めていない。協議事項については、各協議会における設置要綱等によりそれぞれ定めることが想定されている。

#### <第2項関係>

# (1)協議会は、必要があると認めるときは、研究所又は調査研究等機関に対して、資料の提供、意見の開陳、これらの説明その他の協力を求めることができる。

協議会は、気候変動適応に関する情報基盤の中核を担う研究所に加え、他の調査研究等機関に対して、資料の提供等の協力を求めることができる規定とされている。協議会には地方環境事務所だけでなく、関係省庁の地方支分部局も構成員として参加していることから、参加している関係省庁の地方支分部局を通じて関係する調査研究等機関に協力をすることを想定している。

#### <第4項関係>

#### (1)協議会の庶務は、地方環境事務所において処理する。

協議会の庶務は、本法律を所管する環境省の地方支分部局である地方環境事務所が担う。地方環境事務所は、環境省本省を通じて研究所や気候変動適応に関係を有する者との密接な連携が図られること、また、これまで地域適応コンソーシアム事業の地域協議会の運営を担ってきていることから、既に一定の知見・経験が蓄積されている。

なお、協議会の構成員には、大学や試験研究機関、事業者等の公務員以外の者が構成員となることも想定さているが、協議会の庶務を地方環境事務所が行うことにより、協議会で取り扱う情報を精査・整理することができることから、構成員に守秘義務を課すことはしないこととする。

# ≪第15条(関連する施策との連携)≫

(関連する施策との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、気候変動適応に関する施策の推進に当たっては、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

# 趣旨

気候変動適応のための施策の推進に当たっては、自然災害の防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物多様性の保全に関する施策といった多様な分野における施策に、適応の観点を組み込む必要があることから、国及び地方公共団体は、それらの関連する施策と連携することとする。関連する施策との連携を図るため、国においては関係省庁、地方公共団体においては関係部局間の連携協力が不可欠である。

# 解説

# (1)防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全 に関する施策その他の関連する施策

関連する施策のうち、既に我が国において影響が現れており、将来大きな影響を及ぼす分野に対応する施策として、防災に関する施策、農林水産業の振興に関する施策、生物の多様性の保全に関する施策を例示している。これらに限らず、その他の関連する施策としては、熱中症対策に関する施策、感染症対策に関する施策、水環境の保全に関する施策等の気候変動適応に関連するあらゆる施策が含まれる。

# 第4章 補則 ≪第16条(観測等の推進)≫

#### (観測等の推進)

第十六条 国は、科学的知見に基づき気候変動適応を推進するため、気候変動 及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価並びにこ れらの調査研究並びに気候変動適応に関する技術開発を推進するよう努め るものとする。

# 趣 旨

気候変動適応の推進のためには、現在の正確な気候変動影響に関する情報と、できる限り精密な気候変動影響の将来予測が必要となる。気候変動適応に関する施策の有効性を向上させるためには、これらの情報を継続的に収集し、また情報の質の向上に常に取り組む必要がある。

また、気候変動適応を推進するためには、例えば農業分野おいては品種改良技術、防災分野においては災害予測警報システムなどの、各政策分野における関連技術が必要であり、その開発を国として進めていくことが重要である。

したがって、本条の規定により

- ➤ 気候変動及び気候変動影響の観測、監視、予測及び評価の推進
- ▶ それら観測、監視、予測及び評価の調査研究の推進
- ▶ 気候変動適応に関する技術開発の推進

の3点を国の努力義務として規定することとする。

特に、第10条の気候変動影響評価を行うには、気候変動及び気候変動影響の最新の科学的知見が必要であり、気候変動影響評価を政府一体となって進めるために、本条によって科学的知見の充実を図る。

なお、観測、監視、予測及び評価の調査研究には、これらの結果の整理・分析により気候変動影響評価に資するよう科学的知見を深めることと、これらの手法の開発・改善のための調査や研究を行うことの、両者が含まれる。

#### 解説

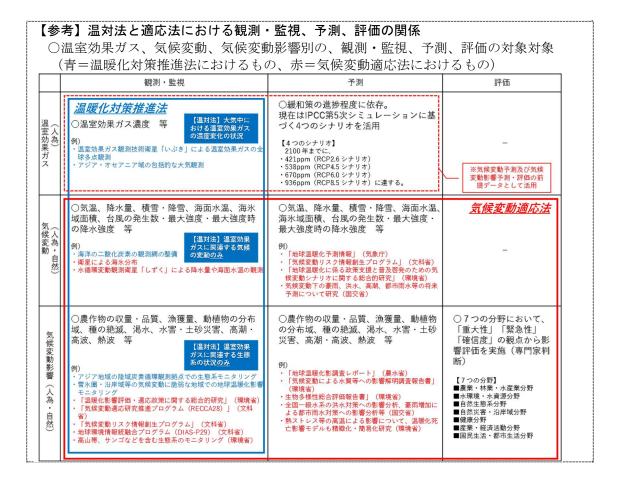
#### (1) 観測、監視、予測及び評価

- ・観測とは、気候変動の状況及びそれによってもたらされている現在の影響の程度を、量的に測ることをいう。(例:陸上の定点観測、生態系の観測、船舶や自動観測フロート等による海洋・極域の観測、航空機による観測、人工衛星等を用いたリモートセンシングによる観測)
- ・監視とは、上記の観測結果を踏まえて、その変動を施策に反映させる意図 を持って注視することをいう。
- ・予測とは、気候変動及びその影響について、将来の変化を推し量ることをいう。

- ・評価とは、予測される気候変動の程度や確からしさを判断することや、気候変動影響について、様々なリスク(熱中症の増加や感染症媒介生物の分布域の変化によるリスク、大雨による浸水や渇水などの水害に係るリスク、珊瑚の白化などの自然生態系に係るリスク、高温による農作物の減産のリスクなど)の重大性、緊急性、確信度などを判断することをいう。
- ・なお、本条における「評価」は、農業や防災などの各個別分野に関してそれぞれ行われる影響評価のことをいい、第10条に規定する各個別分野を横断した総合的な影響評価とは区別して用いている。

#### (2)地球温暖化対策推進法との関係について

温暖化対策推進法においても観測・監視の規定があるが、これは大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況といった、いずれも温室効果ガスに関するものだけが対象である。他方、気候変動適応のためには、温室効果ガスに由来する現象だけでなく、人為起源・自然由来の別を問わずに、気候変動全体に関する観測・監視を実施する必要がある。したがって、本法律において、気候変動適応の推進に当たって必要な科学的知見の収集を目的とした、観測、監視、予測、評価に関する規定を設けることとしている。



# ≪第 17 条(事業者及び国民の理解の増進)≫

(事業者及び国民の理解の増進)

第十七条 国は、広報活動、啓発活動その他の気候変動適応の重要性に対する 事業者及び国民の関心と理解を深めるための措置を講ずるよう努めるもの とする。

#### 趣 旨・解 説

第5条の事業者の努力において、事業者は事業活動の内容に即した気候変動 適応に努めること、第6条の国民の努力において、国民は気候変動適応の重要性 に対する関心と理解を深めるよう努めることを規定しているが、事業者や国民 の努力を促していくには、事業者や国民の気候変動適応の重要性に対する理解 の増進が不可欠である。このため、国としても、広報活動、啓発活動等を行うこ とにより、事業者や国民の理解を深めるための措置を講ずるよう努めていくこ ととしている。

# ≪第 18 条(国際協力の推進)≫

(国際協力の推進)

第十八条 国は、気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備 するとともに、開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その 他の国際協力を推進するよう努めるものとする。

# 趣旨

気候変動影響は、世界各国で既に生じており、また、特に開発途上国は、気候変動に脆弱であることから、我が国が有する科学的知見や技術を活かして、開発途上国の適応能力の向上のために国際協力を進めていくことが重要である。また、我が国の民間事業者の多くが開発途上国において事業活動を展開している中、開発途上国の適応能力の向上はこれらの民間事業者の安定的な事業活動にも貢献するものである。このため、本法では、国内での気候変動適応の推進だけでなく、国際協力の推進にも努める旨規定している。

#### 解 説

<第1項関係>

#### (1) 気候変動等に関する情報の国際間における共有体制を整備

現在、アジア太平洋地域における気候リスク情報や気候変動適応に関する情報の収集や共有を進めるため、AP-PLAT(アジア太平洋適応情報プラットフォーム)を 2020 年までに構築すべく取組を進めている。本規定は、AP-PLAT等を通じた情報の国際間における共有体制の整備をを想定している。

# (2) 開発途上地域に対する気候変動適応に関する技術協力その他の国際協力 を推進

現在、気候変動適応に関する二国間協力の枠組みなどを通じて、途上国における気候変動影響の評価などの技術的支援を行っており、本規定は、このような技術協力を想定している。なお、その他の国際協力とは、例えば、開発途上国の適応能力向上のために行う人材の派遣や研修の実施等が考えられる。

# ≪第19条(国の援助)≫

#### (国の援助)

第十九条 国は、地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等 の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るため、情報の提供その他の援助を行うよう努めるものとする。

#### 趣旨

第3条に基づき、国は気候変動適応に関する施策を推進する責務を有する。 他方、気候変動の影響は、地域の気候や地理などの自然的な状況、主とする産業や農林水産業における主要な作物、住民の分布等の社会的な状況の違いにより、全国各地で異なるものであり、かつ適応策は地域の産業や防災政策等と連携して実施していくものである。

また、事業者等が気候変動の影響により被害を受けると、例えばサプライチェーンの寸断など、我が国全体に影響を及ぼすことが考えられる。

つまり、地方公共団体や事業者等の気候変動適応の推進がなければ、我が国全体の気候変動適応の推進が実現し得ないことになる。

このため、本法律においては、地方公共団体や事業者等の努力義務等の規定が設けられており、国においては、本法律の目的を達成するため、地方公共団体や事業者等が努力義務を適切に果たすことができるよう、必要な援助に努めるものとしている。

# 解説

#### (1)第3条第2項との関係について

第19条と第3条第2項は、「地方公共団体の気候変動適応に関する施策並びに事業者等の気候変動適応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図る」という目的は同一である。

第3条第2項は一般的な事項を規定する責務規定であり、これに対応して本則に具体的な措置がなされるている。具体的には、第3条第2項の「体制の確保」に対応して、第11条の国立環境研究所の業務追加に関する措置が規定されている。

他方、第19条は、責務規定に対応した規定ではなく、本法律の目的を達成するために補足的に必要な規定とされており、このため補則で規定されている。

# ≪第20条(関係行政機関等の協力)≫

(関係行政機関等の協力)

第二十条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認める ときは、関係行政機関又は地方公共団体の長に対し、資料の提供、意見の開 陳その他の協力を求めることができる。

#### 趣 旨・解 説

本法律を適切に施行していくには、国や地方公共団体における法律の施行状況を適時的確に把握することが不可欠である。このため、本条においては、国土交通省、農林水産省をはじめとする関係行政機関に対して施策の実施状況や、地方公共団体に対して地域気候変動適応計画の策定状況、地域気候変動適応センターの確保状況等について、資料の提供等の協力を求めることができるものとしている。今後、環境省において、本法律の施行状況調査が行われることが想定されている。

# 附則

# ≪附則第1条(施行期日)≫

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において 政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行す る。

#### 趣 旨・解 説

気候変動影響は、既に生じており、また、今後ますます拡大することが懸念されていることから、これに対して的確に対応していくための科学的情報基盤の整備などの措置を講ずる本法律は、一刻も早く施行させる必要がある。

一方、当該法律の国民への幅広い周知、地方公共団体における地域気候変動適応計画の策定や、地域気候変動適応センターの確保に向けた準備のほか、業務の追加を受けた国立環境研究所の体制強化に向けた準備、独立行政法人通則法に基づく中長期目標・中長期計画の変更等の手続等に一定の期間を要する。その手続きに要する期間は、概ね6か月程度と見込まれることから、これらの準備が整い次第施行できるよう、施行期日は、「公布の日から起算して六月を超えない範囲において政令で定める日」としている。

他方で、以下説明する施行前の準備については、公布日から施行するものとしている。

# ≪附則第2条(施行前の準備)≫

(施行前の準備)

- 第二条 政府は、この法律の施行前においても、第七条の規定の例により、 気候変動適応計画を定めることができる。この場合において、環境大臣 は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表す ることができる。
- 2 前項の規定により定められた気候変動適応計画は、この法律の施行の日において第七条の規定により定められたものとみなす。
- 3 環境大臣は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、 気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成し、これを公表する ことができる。
- 4 前項の規定により作成された報告書は、この法律の施行の日において第十条の規定により作成されたものとみなす。

# 趣 旨

気候変動適応の推進は待ったなしの課題であるため、できる限り早急に本法 律に基づく取組に着手する必要がある。

その中で、本法では、地方公共団体は気候変動適応計画を勘案して地域気候変動適応計画を策定することとされており、国立環境研究所も、気候変動適応計画に従って業務を行うこととなっている。さらに、気候変動適応計画には、事業者や国民の気候変動適応の促進に関する事項等も盛り込むこととしている。

したがって、地方公共団体や国立環境研究所、さらには事業者や国民が、施行後すぐに本法に基づき気候変動適応に向けた行動に移すことができるよう、施行時には気候変動適応計画が策定されていることが望ましい。したがって、本法では、施行に先駆けて、施行前の準備として、法第7条に基づく気候変動適応計画を定めることができることとしている。

同様に、法第10条に基づく気候変動影響の評価についても、報告書の作成等の準備を行うことができるものとしている。気候変動影響の評価は、最新の科学的知見を集積した上で実施するものであるため、短期間で実施することはできないが、早い段階でこれに向けた準備を行うことを可能としている。

# 解説

<第2・4項関係>

(1)「・・・この法律の施行の日において定められたものとみなす。」「・・・ この法律の施行の日において作成されたものとみなす。」 これを「・・・この法律の施行の日において公表されたものとみなす」としていない理由としては、「公表」という行為は、公表された日をもって行為としては完結しており、それを公表された日より後の施行の日において公表されたものとみなすことはできないためである。

# ≪附則第3条(環境基本法の一部改正)≫

(環境基本法の一部改正)

第三条 環境基本法 (平成五年法律第九十一号) の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項第三号中「及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)」を「、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成二十年法律第八十三号)、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(平成二十七年法律第四十二号)及び気候変動適応法(平成三十年法律第 号)」に改める。

#### 趣 旨・解 説

第10条第1項の規定に基づき、環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、 気候変動影響の総合的な評価についての報告書を作成することとしている。これに対応する中央環境審議会の所掌事務が追加されることから、環境基本法(平成5年法律第91号)第41条第2項第3号において、個別法に基づく事務を追加している。

# ≪附則第4条(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)≫

(国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正)

第四条 国立研究開発法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 研究所は、前項の業務のほか、気候変動適応法(平成三十年法律第五 十号)第十一条第一項に規定する業務を行う。

第十三条第一項中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

#### 趣旨

この法律において国立環境研究所の業務を規定することにあわせて、附則に おいて国立環境研究所法の改正を行い、国立環境研究所の業務の範囲に「気候変 動適応法第11条第1項に規定する業務を行うこと」を追加する。

これにより、国立環境研究所法第 11 条第 2 項が追加されたため、同法中「第 11 条」を引用していた同法第 13 条も改める。なお、同法第 16 条も「第 11 条」を引用していたが、これは第 11 条第 1 項に加えて第 11 条第 2 項にも該当する規定であるため、同条の改正は不要となっている。

#### 解説

#### (1)なぜ研究所法の改正ではなかったのか

本法は、目的規定にもあるとおり、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の提供等を通じて、気候変動適応の推進を図るものとなっている。そのため、 国は、地方公共団体や事業者、国民等の適応策の促進のために情報の収集・提供等の体制を整備することが責務となっている。

その主要な措置として、本法では、国立環境研究所が気候変動影響及び気候変動適応に関する科学的情報基盤の中核を担うよう、同研究所の業務について規定している。

以上のとおり、研究所の業務追加に係る本規定は、本法律の肝となる規定であり、本法律の他の規定と密接不可分であることから、国立環境研究所法を別途改正するのではなく、本法律において研究所の業務について規定し、その上で本法律の附則において国立環境研究所法を改正している。

# (2)なぜ研究所法第 13 条「緊急の必要がある場合の環境大臣の要求」の項目 から気候変動適応法関係を除外したのか。

本条では、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染その他の環境の汚染により人の健康又は生活環境に係る重大な被害が生ずることを防止するため緊急の必要

があると認めるときは、環境大臣が研究所に対し、第 11 条に規定する業務のうち必要な調査及び研究の実施を求めることができることとしているが、気候変動適応に関しては、突発的な事案が発生した後の緊急的な対応が必要なのではなく、気候変動影響に備えて常時からその被害の防止・軽減を図るものであるため、研究所法第 11 条第 2 項の業務は同法第 13 条の対象から除外している。

# ≪附則第5条(検討)≫

#### (検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の 施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基 づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 趣 旨・解 説

近年の傾向として、法律は必ず見直し規定を設けることが求められている。他の法律でもおおむね5年後に見直しを行うこととされている例が多いこと、気候変動影響の評価はおおむね5年ごとに行うこととされていること、気候変動適応計画の進展の状況等を把握する期間を確保すること等の観点を踏まえ、本法律の検討期間は5年としている。